

令和5年第2回

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 26 日 )  
( 第 11 号 )

第11号  
9月26日



令和5年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第11号

○令和5年9月26日（火曜日）

---

### 議事日程（第11号）

令和5年9月26日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第6号及び議案第18号  
〔委員長報告、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第6号及び議案第18号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英

9	番	川	口	円
10	番	喜	田	健児
11	番	中	瀬	信之
12	番	平	畑	武
13	番	中	瀬古	初美
14	番	廣		耕太郎
15	番	石	垣	智矢
16	番	山	崎	博
17	番	野	村	保夫
18	番	田	中	祐治
19	番	倉	本	崇弘
20	番	山	内	道明
21	番	稻	森	稔尚
22	番	下	野	幸助
23	番	田	中	智也
24	番	藤	根	正典
25	番	小	島	智子
26	番	森	野	真治
27	番	杉	本	熊野
28	番	藤	田	宜三
29	番	野	口	正生
30	番	石	田	成生
31	番	村	林	聡人
32	番	小	林	正栄
33	番	谷	川	孝豊
34	番	東		隆尚
35	番	長	田	隆尚
36	番	今	井	智広

37	番	稲垣	昭義
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
42	番	津田	健児
43	番	中嶋	年規
44	番	青木	謙順
45	番	中森	博文
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
欠席議員	1名		
41	番	服部	富男

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野	吉雄
書記（事務局次長）	西塔	裕行
書記（議事課長）	中村	晃康
書記（企画法務課長）	小西	広晃
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐竹	宴
書記（議事課主幹兼係長）	櫻井	彰
書記（議事課主任）	辻	詩保里

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
副知事	廣田	恵子
副知事	服部	浩
危機管理統括監	野呂	幸利

総務部長	更屋 英洋
政策企画部長	後田 和也
地域連携・交通部長	清水 英彦
防災対策部長	山本 英樹
医療保健部長	小倉 康彦
子ども・福祉部長	中村 徳久
環境生活部長	竹内 康雄
農林水産部長	中野 敦子
雇用経済部長	小見山 幸弘
観光部長	増田 行信
県土整備部長	若尾 将徳
総務部デジタル推進局長	松下 功一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山川 晴久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下田 二一
医療保健部理事	松浦 元哉
環境生活部環境共生局長	枅屋 典子
県土整備部理事	佐竹 元宏
企業庁長	山口 武美
病院事業庁長	河合 良之
会計管理者兼出納局長	佐脇 優子
教育長	福永 和伸
公安委員会委員長	村田 典子
警察本部長	難波 正樹
代表監査委員	伊藤 隆

監査委員事務局長 三宅 恒之

人事委員会委員長 中村 佳子

人事委員会事務局長 天野 圭子

選挙管理委員会委員 田中 利佳

労働委員会事務局長 林 幸喜

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
6	三重県文化振興条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年9月22日

三重県議会議長 中森 博文 様

環境生活農林水産常任委員長 山崎 博

### 総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
18	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和5年9月22日

三重県議会議長 中森 博文 様

総務地域連携交通常任委員長 喜田 健児

### 質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。16番 山崎 博議員。

〔16番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○16番（山崎 博） おはようございます。

自由民主党、四日市市選挙区選出の山崎博でございます。

本日は、昭和34年9月26日に伊勢湾台風が発生しまして、伊勢湾では記録的な高潮により甚大なる被害となりましたことを、改めてお悔やみ申し上げる次第でございます。

また、この議場に立たせていただきまして、本当に、県政に質問をできることに対する感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、早速ではございますが、中森博文議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして質問させていただきますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻も1年と8か月が過ぎようとしております。この影響により、日本国内の原油、ガス、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動、そして、皆さんの生活にも様々、影響を及ぼしております。

本日は、この内容に関して、特に企業の支援補助施策についての質疑から行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大変いつも三重県の産業・工業界等における支援を行っていただく公益財団法人三重県産業支援センターが、今回、三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金と題し、支援補助施策を講じていただきました。

公募期間が令和5年7月14日から令和5年8月25日金曜日の消印有効となっておりますけれども、この長いタイトルでは、どの業界に、何のために支援を、補助をしていただけるのか、なかなか難しいタイトルです。

では、この詳細の中身をお伝えいたしますと、支援補助における内容として、まず、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動に様々な影響を及ぼしており、本補助金は、こうした状況にあっても、従業員の賃上げにつながるよう、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために、生産性の向上や事業転換を行い、もって意欲的な経営等の向上を目指す、そしてまた、取組を支援することを目的といたします、という支援の内容です。

さらに、補助対象者は、三重県に主たる事務所か、または事業所を有する中小企業等、三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者で、エネルギー価格高騰の影響を緩和する生産性の向上や業態転換の取組を実施することで、従業員の賃金引上げにつなげようとする者と記載され、補助金対象期間は、交付決定日令和5年9月中旬から令和6年1月12日金曜日、ただし、期限内に納品、支払いが全て完了する必要があります。

さらに補助率は、補助対象経費の2分の1以内、補助限度額は50万円（下限）から400万円（上限）と内容が示され、4番目には、補助対象となる事

業内容が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、従業員の賃上げにつながるために実施する以下の経営向上の取組と、まだまだ、1番から9番までの取組内容が記載されておりますけれども、申し訳ないですが、読めば読むほど理解できないですし、意図が分からない。

さらに、五つ目の補助対象となる経費、6番目の申請書類、7番目の審査方法、8番目の本補助金の決定を受けた者の義務等、お示しされておりますが、ここまでたどり着ける中小企業・小規模企業の経営者が、一体どれだけ、果たして三重県内で何社ぐらいあるのかと。残念ながら、このような補助金の施策であるならば、出さないほうがよいのではないかと考えます。

そこで、この補助金についての県の考え方をお尋ねします。

また、今後の支援補助施策のあるべき姿についてどのようにお考えか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 生産性向上・業態転換支援補助金の考え方と、今後の支援補助施策のあるべき姿、考え方について御答弁させていただきます。

生産性向上・業態転換支援補助金は、コロナ禍においては、中小企業・小規模企業のアフターコロナを見据えた生産性向上や業態転換の取組、さらに、昨年度途中からは、エネルギー価格等の物価高騰による影響が大きく広がる中、こうした影響を緩和する取組による経営力向上を支援するために実施してまいりました。

また、今回の賃上げ型においては、生産性向上・業態転換等を実施することで、賃金引上げにつなげようとする取組について支援することを目的としておるところでございます。

このように社会経済情勢の変化に対応する形で、令和3年3月から、これまで8回にわたって募集を行い、延べ4628件、金額にして69億円近くの申請をいただき、計2191件、約32億円の取組に対し交付決定を行い、支援してきたところでございます。

補助金等の考え方でございますが、社会経済活動が制限され、経済が危機的状況にある中では、影響を受ける事業者の皆さんに幅広く迅速に行き渡るよう支給する支援金や、感染防止対策等の一定の取組に交付する補助金等を緊急的に実施してまいりました。

一方で、社会経済活動の正常化が進みつつある中では、経営者自らが前向きに考え、補助金や融資等を活用して、どのように事業を再構築し、経営を革新していくかが鍵になり、こうした意欲的な取組を後押ししていく支援が必要であると考えておるところでございます。

このように支援補助施策は、企業の経営向上に向けた主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しすることができる制度としていく必要があると考えておるところでございます。

このため、本補助金は、三重県版経営向上計画の様式を活用させていただいて、企業の経営状況や課題を見詰め直し、事業計画を作成していただけるよう、計画に当たっては商工会、商工会議所等を通じて寄り添った支援を行っているところでございます。

今後の支援補助施策の実施に当たりましては、引き続き事業者や支援を行う商工団体等の声に耳を傾けながら、事業者の皆さんに寄り添ったよりよい制度となるように取り組んでまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

計8回で6628件の69億円、ひよっとしたら、同じような企業に支援いただいているような感じもしますけれども。

私は、常々三重県の様々な支援補助に対する申請が非常に複雑であり、必ず一つのことに対して端的に支援するのではなくて、何かを得るには、これも、あれも、どれも、全てそろわないと一切受け入れられませんという県独自の風潮があるのではないかと感じております。

本当に、中小企業・小規模企業の経営者に対して、しっかり応援していただいて。コロナ禍明けの活動というところで、ようやく光が差しかかってき

たものの、売上げの不振や借入れの返済等、経営者側の心は決して穏やかではなく、厳しい現実が待ち受けていると思っているときに、いきなりトップギアで企業が事業展開できるものではやはりありません。もう少し、三重県の企業経営者の方に寄り添っていただいて、支援補助施策に対し、申請書の簡略化をしていただき、あれもこれもどれもではなく、端的な支援補助施策となることをお願い申し上げ、次の質問とさせていただきます。

さて、この支援補助施策の件に関し、細かく説明し、現状をお伝えさせていただいたのは、1979年1月12日から経済産業大臣指定の伝統的工芸品である地場産業の四日市萬古焼の事業者より、この冒頭の支援補助施策に対する御意見をいただき、今後の要望として強く三重県にお伝えしていただきたいということでした。

お隣の愛知県は瀬戸焼や常滑焼など陶器量の規模が大きく、三重県とは違いますがけれども、日本の三大陶磁器一つ、瀬戸焼などで有名な愛知県を調査しますと、令和5年7月7日に愛知県経済産業局産業振興課から通知された内容は、令和5年度愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金の実施についての支援補助施策でした。

愛知県では、LPガス価格高騰の影響を受けた厳しい状況にある窯業事業者の事業継続を支援するために、昨年を引き続き、令和5年度愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金を交付することとしましたので、お知らせしますという内容でございました。

非常に愛知県は明確に、端的に文面化されており、ここから先の文面ですが、愛知県では、中小企業等協同組合が発行する証明書を添付することで、事業者を含め、昨年度、愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金を申請された方も本支援金の申請書類の一部を省略可能となっています。

そしてまた、支援補助施策の交付内容は、2022年10月から2023年3月までの使用量のLPガス単価高騰分の1キログラム6.0円×月間平均使用量で、2023年7月14日金曜日から8月14日月曜日までの当日消印有効とされ、申請時に関して、準備する書類はシンプルで分かりやすく丁寧な説明が記載され

ております。

また、美濃焼で有名な岐阜県の瑞浪市、そして多治見市も愛知県と同じく、工業用L P ガス価格高騰対策支援金を端的に実施されております。

私が思うに、この両県は、経営者の立場から支援補助施策の申請内容を考えるに当たり、県と中小企業等協同組合に加入されている皆様の本当に困ったことに際し、県として県民の声をしっかり受け止められ、現場に反映されていると誠意を感じる。この強い連携、まさに絆を感じると同時に、守られた思いに対し、中小企業・小規模企業の経営者の皆さんは、何とかこういうふうにしてもらえるのやったら、経営を挽回して利益を上げて税金を納めるぞという強い気持ちに、経営者は変わるのではないかと思います。

今後、エネルギー価格高騰に対し、三重県として県内の工業用L P ガスを使用されている事業者の皆様に向け、あれもこれもどれも全てセットした支援補助施策以外に、愛知県や岐阜県みたいに端的な工業用L P ガス価格高騰対策支援金を検討していただけるかに関し、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（小見山幸弘）** 工業用L P ガスの高騰に対する支援についてでございます。

ウクライナ侵攻等によりエネルギー価格の高騰が深刻な状況にある中、これに対応する支援を行うため、本県においては、さきの6月定例会議で補正予算をお認めいただき、総額16億円のL P ガス料金高騰対策を10月から実施させていただきます。

本事業は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源として、限られた財源の中で、一般消費者、事業者に対し、広く支援することとしておるところでございます。

なお、工業用L P ガスについては、プロパンガスやブタンガスなど、種類によって値上がり幅が異なることや、業種や事業所の規模で使用量に大きな差が出るということがあると聞いておるところでございます。

そのため、工業用LPガスについては、国の動向に加え、使用状況や値上がりの状況も注視しながら、支援の在り方について検討してまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

今回、支援補助施策について細かく質疑させていただきましたが、これも様々な三重県内の産業・工業界等による要望聞き取り調査会を行えば行うほど、この支援補助施策の申請に手間がかかり、緊急を要するに当たっての支援に対して、申請書に対して莫大な時間と、そしてまた県職員とのやり取りに時間を割いてしまうと。

これを何とか支援補助施策の申請が端的に理解できる申請書となりますことをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

この質問は、1期生としてお伝えさせていただきました件ですが、現状として多少進展はあったものの、やはり今の現況をお伝えし、把握していただきたいと考え、質問させていただきます。

四日市萬古焼における原材料であるペタライトについて、輸入に対する諸問題とペタライトに代わる新しい原材料についてお尋ねいたします。

四日市萬古業の顧問として、稲垣議員と、そして芳野議員、そして田中智也議員と私も顧問をさせていただいております。そしてまた、この件に関しましては、津田議員からもアドバイスをいただいております。

萬古焼の歴史は、今から300年前に遡ります。

商人であり、茶が趣味であった沼波弄山が、三重郡朝日町小向に自ら窯を開き、茶器を焼き始めたのが始まりで、自身の作品に、いつまでも永遠に変わらぬ生命を持つという意味の萬古不易の印を押したことが、萬古焼の由来と言われております。

もともと四日市の地が発祥の地ではありませんでしたけれども、四日市萬古焼と呼ばれ、四日市市に定着したのは明治時代に入ってからです。

港があり燃料である石炭を入手しやすかったことや、貿易港として流通に適していたこともあり、全国有数の陶磁器の産地として発展し続けており

ます。

しかし、現在の萬古焼について、原材料のペタライトの鉍石がこの2023年度末までは何とか足りるものの、2024年以降は、いよいよ高騰したペタライト鉍石を輸入しなくてはならない現状となっております。日本陶磁器工業協同組合連合会により、中国の商社や企業に働きかけをするものの、現在の価格は5倍から7倍以上というふうに変化がなっております。

さらに、追い打ちをかけてきたのは、ペタライトにはリチウムが含まれ、電気自動車EV向けのリチウムイオン電池の原料として世界で需要が高まる中、さらには、日本以外のライバル国も現れてまいりました。耐熱ガラスの製作にペタライト鉍石を必要としているヨーロッパ諸国の企業が、中国ビキタ鉍石社と7月中旬に交渉を行う等、世界中がペタライト鉍石に注目しております。

直近の情報として、日本の商社が海外と交渉し原材料のペタライト鉍石が調達できるかもとの状況も確認いたしました。確認されたものではありません。

そこで近年、ペタライト鉍石に代わる材料資源としてコーディエライト、低熱膨張セラミックスを使用して製造転換できるよう取り組んでおりますが、このコーディエライト成分は、マグネシア、アルミナ、シリカの3成分を人工的に混ぜ合わせたセラミックスで、温度によっては形状が熱に耐えることができなく変形し、土の粒度によっても変化する等、詳細なデータを要します。そして、成分の分量調整が非常に難しいとのこと。

このような非常に厳しい環境の下、新たな次に代わる原材料の開発の挑戦に立ち向かう企業への支援として、細かな成分分析や膨張試験等も三重県工業研究所窯業研究室で行っておりますが、コロナ禍のときには、企業の支払う機器使用手数料を減免する支援もいただきました。大変感謝いたすところでございますけれども、この減免措置がなくなったコロナ禍明け後の現在は、新たな未来の原材料と期待するコーディエライト成分の分析や、多くの回数を要する検査試験費用も重くのしかかってきたとのこと。

そこで、原材料の価格が高騰する中、新たな原材料の研究開発などに取り組んでいる萬古焼陶磁器業界への支援について、県の考え方を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 陶磁器業界への支援についてということで御質問を頂戴いたしました。

四日市萬古焼の土鍋など、耐熱陶器の主原料であるペタライト鉱石につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による採掘遅延などにより、供給が不安定となっていたことに加えまして、2022年頃からの世界的な資源獲得競争により価格が高騰してございます。

現在、主産地であるアフリカのジンバブエからの輸入が停止しております、今後の耐熱陶器の製造が危惧されることは、大きな課題として認識してございます。

このため、県工業研究所におきましては、陶磁器協会と共にペタライト鉱石の使用量を低減させる研究に取り組み、従来40%程度配合していたものを、熱に強く割れにくいという機能を維持しながら配合量を20%程度に低減させた試験用陶土を開発いたしました。

令和4年度から、この試験用陶土の技術を用いて、事業者が実際の商品とするため、陶土や土鍋の試作に取り組んでおるところでございます。

さらに、試作品に対する耐熱性や熱膨張性の測定など、品質評価の支援を行うとともに、事業所ごとの技術や製造方法に対応した商品の成型や焼き方の改良など、研究の知見に基づいたきめ細かな助言を行っておるところでございます。

今後の対応でございますが、県内の陶磁器業界との連携を密にしながら、全国の陶磁器産地や国からも情報収集に努めるとともに、引き続き、ペタライト鉱石の低減化に向けた試験用陶土のさらなる改良や、陶土に適した上薬の開発などの研究に取り組み、早期の商品化に向け、事業者それぞれの技術確立や製品テストの実施などの支援を行ってまいります。

また、代替となる原材料や新たな調達ルートの導入など、事業者の取組に対する支援についても検討してまいります。

さらに、国に対して、海外からの原材料の安定的な確保に向けた広域的な調整、産地支援のための補助金の補助対象事業や経費の柔軟な運用などについて要望するなど、しっかり取り組んでまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

何といたっても、三重県が誇る経済産業大臣指定の伝統的工芸品である四日市萬古焼、この約300年継続してきた業界を三重県として、将来、未来永劫、事業継続が可能な業界として支えていただくようお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

県内の伝統工芸品の海外輸出についてお尋ねいたします。

四日市萬古焼以外にも、国指定の四つの伝統的工芸品と県指定の伝統工芸品33品目における三重県産品、コロナ禍も明けたことにより、これを世界に向けて輸出する支援を三重県にお願いしたいと、この件につきましても、1期生のときにお伝えさせていただいておりました。

海外バイヤーの商品訴求力を高める仕掛けとして、例えば、土鍋と食材をセットにした商品の開発、いわゆる桑名のハマグリや、松阪牛、県産の牛や豚、鳥などを含めたすき焼きやしゃぶしゃぶ鍋、さらには、三重県が誇る海鮮鍋。これらを美し国みえの食の玉手箱と題しまして、土鍋アンド三重の食材をひっくるめてオールパッケージ化するといった独自性のある取組等、様々な形で輸出支援を早期に行っていただきたいと考えます。

この質問は、私の属している常任委員会に絡む内容とは思いますが、お許しをいただき、県内の伝統工芸品の海外輸出に対する支援について、県として現在の取組と今後どのように輸出の拡大を図っていくかについてお尋ねいたします。よろしくお尋ねいたします。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 県内の伝統工芸品の海外輸出について現在

の取組と今後ということで御質問を頂戴いたしました。

現在、和食をはじめとして、日本食や文化に対する世界の関心が高まっております。

この中で、本県の伝統工芸品の輸出に向けては、商品の魅力発信や商談機会の創出、訴求力の高い商品開発の支援などに取り組んでおるところでございます。

具体的には、今年度でいいますと令和5年6月、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合での各大臣への四日市萬古焼の酒器セットの贈呈や、展示ブースでの伝統工芸品のPR、また、この6月でございますが、イギリスのバイヤーと伝統工芸品など地場産業9事業者との商談会の実施、また、本年度の海外ビジネス展開支援補助金で、四日市萬古焼2業者に、海外向け商談会や展示会にかかる出展費用の支援などに取り組んでおるところでございます。

海外バイヤーとの商談をした事業者からは、イギリスで売れる商品の特徴やニーズが分かり勉強になった、他の事業者との交流は刺激になり、新たな商品開発の参考になるなどの声を頂戴しております。

また、9月に食品を対象にした商談会のために来県されました台湾の高級スーパーのバイヤーからは、三重県は四日市萬古焼や伊賀焼などの産地なので、食品と一緒に土鍋や食器なども店頭に並べると喜ばれると思うとの意見を頂戴しておるところでございます。

今後も、このような声を参考にしながら、海外消費者のニーズに合った付加価値の高い商品開発の取組を支援するとともに、海外のフェアへの出展や、バイヤーとの商談の機会を創出するなど、伝統産業の事業者による海外への販路拡大を支援してまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

三重県の強みの地場産品と、美し国みえの食材を生かし、オール三重の強みを最大限に生かして、海外輸出により地域の活力の向上につながるよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきますが、現在、私が環境生活農林水産常任委員会の委員長を務めさせていただいておりますが、三重県の環境について、地元の四日市市に住んでいる地域の強い要望を受けましたので、質問することに際し御理解を賜り、お許しをいただきたいと存じます。

その質問は、産業廃棄物の不適正処理により行政代執行となりました大矢知・平津事案の件でございます。

この事案は、当時平成15年、稲垣議員が初当選された際、最初に取り組みられた事案であり、私自身もこの大矢知地区に平成10年から住んでおり、この事案には住民として携わり、現在は議員として大矢知地区連合自治会の顧問を稲垣議員と共に務めさせていただいております。

また、平成16年に廃棄物総合対策特別委員会が設置されるなど、この大矢知・平津事案は、不適正処理問題に関して当時は全国最大規模ということが分かり、この不適正処理問題が約20年間にわたり、地域の大きな課題として、住民の方々と地元の大矢知地区と八郷地区、さらには学識経験者と三重県、四日市市が一体となり、4者による協議会が重ねられ協議されてまいりました。

2012年から県が続けてきた対策工事等が最終の段階となる中、桜の植樹を敷地の出入口に132本植える作業が2023年1月25日に完了いたしました。

また、安全対策として、建設廃材やプラスチックなどの約262万立米の廃材の有害物質が染み出さない対策工事を、10年間で約34億円かけて県が実施した行政代執行も令和5年3月末に完了いたしました。

周辺の水路や地下水から環境基準を超えるホウ素などの有害物質が検出されたこともあり、今後も調査を続けられるとのことでした。

長年にわたり、携わられた関係各位の皆様方に、住んでいる地域の一市民、県民として改めて敬意を表するとともに、感謝申し上げる次第でございます。

さて、ここからが本題です。

この大矢知・平津事案の跡地の再利用をどのように県として考えられ、地域地元と協議、そして検討されていくのかに関する質問でございます。

平成25年12月5日木曜日、大矢知地区市民センター、そして、同年12月16日日曜日に八郷地区市民センターにて、四日市市大矢知・平津事案に係る処分場跡地利活用検討ワークショップが県主催で開催されましたが、現在の連合自治会長も開催されたワークショップに当時参加されていて、跡地利用に期待したものの、その後の説明では令和5年3月に終了した対策工事の概要と行政代執行の経緯等を大まかに説明いただいただけで、跡地利用における質疑をするものの、会議の時間が終了となり回答を得られることがなかったそうであります。

再度、後日に、地元連合自治会長と、地元の市議会議員と共に跡地利用の説明を受けるものの、平成25年にワークショップを開催された内容に関し一切触れることなく、地元協議された跡地利活用方法17案と、跡地利活用複合案について全く反映されなかったとのことでした。

県として、本当に跡地利用に関して前向きに検討される意思があるかどうかについてお聞かせいただきたいことと、もう一つは、その際に地権者協議や公図の上で地番が付されていない国有地、いわゆる白地問題もあり、新たな費用、そして財源が発生すると伝えられたそうです。

この件は、令和5年8月18日金曜日午後から、四日市市・三重郡選挙区選出の三重県議会議員と四日市市議会議員との意見交換のときに、芳野議員が、四日市市の固定資産税として明確にすべきということを意見されましたが、県の職員の皆様も当初から携わった担当職員ではないので、判断が非常に難しいと考えますが、今後の方向性に関し、跡地利用はするかに関して御説明願います。よろしく願いいたします。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

**○環境生活部環境共生局長（柘屋典子）** それでは、大矢知・平津事案の跡地利用の県の考え方についてお答えしたいと思います。

大矢知・平津事案を含めまして、本県が行政代執行を行った四つの事案につきましては、令和5年3月末までに全ての工事を終了したところでございますが、いずれの事案においても、現地に廃棄物を残しているといったこと

から、廃棄物由来の地下水汚染等が再発する潜在的なリスクがございまして、工事終了後も、廃棄物処理法により土地の利用が制限されているところでございます。

また、行政代執行は、県が土地を取得して行うものではなくて、所有者の協力を得て実施したものであることから、工事終了後の土地の利用は、所有者の意向によるところとなりまして、管理も所有者に引き継がれることとなっております。

ただし、モニタリング等、環境修復後の安全性の確認に係る管理につきましては、引き続き、県が長期にわたって実施していく必要がございます。

大矢知・平津事案についてですが、かねてより、地元から事案地の跡地利用に関する要望をいただいていたことから、県は、平成23年に四日市市大矢知地区、それから八郷地区の両連合自治会と、跡地利活用の協議をしていくことも含め、実施協定を締結したところでございます。

本事案については、原因者以外にも多数の土地所有者が存在するとともに、所有者不明土地が複数存在するなどの課題がございますが、協定に基づき、地元代表者の皆様と協議を重ねてまいりまして、昨年度は、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、県の管理用道路に原因者の費用負担の下、132本の桜を植樹したところでございます。

県としましては、今後も引き続き、協定に基づいて地元と跡地利用についても協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） どうもありがとうございました。

所有者に引き継がれ、そして活用においても所有者に対して判断が委ねられる、そんなようなお答えをいただきました。

整備していただいて、そして管理道路をつけていただいて、山のとっぺん部を平らに整地していただいて、その整地していただいたところの土かぶりというか、碎石のかぶりが50センチメートルということですので、例えば利

用するにしても、その地権者の皆様に駐車場という提案があったりとか、ワークショップで17案ありましたけれども、それをするにも、皆さん、地域の方はあまりにも夢がたくさんありました。

何とかこの声を実現してあげたいなと思いつつも、三重県のようなこうという施設においての後処理というか、そういうことに関しては、やはり現状を分析して、いろんな調査をすることが優先されると。地域の方たちが望むものと、それから県が考えるものと、そして、県民の安全、市民の安全という考えをお聞かせいただきますと、それぞれの県の思いも、四日市市の思いも、いろんな思いを住民の皆さんに丁寧に説明していかないといけないなと感じさせていただきました。

今後、年1回の4者協議を、県も含め、四日市市も含め推進するものの、話がやっぱり年1回では進展していかんということ在地元の両連合自治会の皆様はおっしゃられておりました。やはりここはしっかりと地元の方たちと協議会の回数を、県も市も増やしていただくよう要望しますということで、また御検討を賜りたいと思います。

私もやはりこの地域の住民として、跡地利用における再利用に関しては、今後しっかりと携わってまいります。

なぜかといいますと、地元の市議会議員の方がこの跡地で自ら草刈り機に乗られ、天端をずっと草を刈って継続して維持されております。ぜひとも山崎さん、地元なんですから作業に参加してくださいということで参られました。しかし私も、今後ずっと、この場所の管理をするための草刈りが人生としないことを願ひまして、最後の質問に移らせていただきます。

北勢地域は、石油化学、半導体、自動車をはじめとした多様な産業が集積し、国際拠点港湾四日市港と高速道路網が相まって、我が国の経済、物流を支える拠点地域となっております。

そうした重要な地域を支える道路として、直轄国道である国道1号、国道23号の南北幹線道路やそれを補完する県管理道路によって、地域道路ネットワークが構築されるところであります。しかし、四日市市内外の住居地域が

ら市街地域の商工業地域に交通が集中する傾向にあり、また四日市市内を通過する近隣都市間の通過交通も多い状況であります。

こうしたことから、幹線道路においても、日常的に交通渋滞が発生しております。中でも、国道1号、金場町というところは羽津という地域ですが、ここは学校区であり、私も居住地域であります。そこから、日永は私の育ったところでありますが、この間の交通需要が本当に超過していると同時に、通過交通とともに生活交通が混在しております。並行する生活道路では、渋滞の迂回車両により安全性が低下しております。

さらに、連続的な速度低下により、公共交通機関や救急医療においても影響しています。

そこで、お伺いしますが、現在、国道1号や国道23号等、渋滞緩和を目的として、国において整備が進められている北勢バイパスの現在の事業の進捗状況と今後の見通しについてお聞かせ願います。

また、併せて、四日市市内を流れる県管理河川の整備や維持管理の状況についてお伺いしますと同時に、県が管理する河川の数は一級河川と二級河川合わせて540以上あるとのことですが、この中で四日市市内も何本か流れております。

私も1期目から、三滝川、海蔵川、朝明川、天白川、鹿化川、内部川などについて伺ってきました。昭和49年、天白川、鹿化川が決壊して、当時住んでいた新正町、これ、山内議員も住んでおられましたけれども、本当に水浸しになって床上浸水1メートル以上という経験をしております。

その中で、改めて、これらの河川整備あるいは維持管理の状況に関しましてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、まず北勢バイパスの事業の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

北勢地域については、四日市港もあることから非常に物流が活発な地域であります。

議員御指摘のとおり、特に、四日市市街については大型貨物などの産業交通、通過交通、生活交通が集中しておりまして、国道1号、国道23号においては慢性的な渋滞が発生しております。

北勢バイパスは、北勢地域における交通渋滞の緩和、そして地域経済の活性化、災害に強い道路機能の確保を目的とした延長約21キロメートルの直轄国道でありまして、現在、起点である川越町南福崎から市道日永八郷線まで8.5キロメートルが供用済みとなっております。

残りの区間についてであります。市道日永八郷線から国道477号バイパス間の4.1キロメートルが令和6年度に開通予定でありまして、国道477号バイパスから終点である四日市市采女までについては、現在、周辺住民の意見を伺いながら調査設計が進められているところであります。

北勢バイパスは国の事業でありますので、県としては引き続きあらゆる機会を捉えて北勢バイパスの重要性を訴え、必要な予算の確保など、早期の全線開通に向けて取り組んでまいります。

なお、北勢地域については、新名神高速道路の開通により企業立地が進んでおります。今後も北勢バイパスの令和6年度の開通や東海環状自動車道の令和8年度の全線開通が予定されております。これによって、さらなる産業集積による交通状況の変化も予想されることから、この変化を踏まえた道路ネットワークや渋滞対策についての検討も進めてまいります。

次に、四日市市内の河川整備、維持管理の状況についてお答えいたします。

四日市市内の河川整備については、中央部を流れる三滝川、三滝新川、海蔵川や、市北部を流れる朝明川、市南部を流れる天白川、鹿化川において、河川改修事業を進めているところであります。

三滝新川においては、三滝川から海蔵川へ分派するための河道整備を令和8年度の完成に向けて進めておりまして、令和5年度の非出水期から床止工の工事に着手しております。

三滝川については、平成29年度に近鉄橋梁の架け替えが完了しておりまして、現在、久保田橋から生桑橋にかけて護岸整備を実施しております。

海蔵川については、準用河川の堀川流入部で樋門の整備を進めており、朝明川については、国道1号と近鉄名古屋線の間で護岸整備を進めております。

天白川、鹿化川については、鉄道などの横断構造物の影響により、河川拡幅や堤防かさ上げが困難でありますので、流下能力向上のために河川掘削による暫定的な治水対策を実施しております。具体的には、鹿化川の鉄道交差周辺において河道掘削を令和4年度から実施しております。また、天白川においては、堤防強化の実施を計画しております。

河川の維持管理でございますが、令和2年度に創設されました緊急浚渫推進事業によって、堆積土砂撤去や立木伐採、そして堤防除草などを四日市内の県管理河川で実施しております。

引き続き、流域の浸水被害軽減に努めてまいります。近年の気候変動の影響により、激甚化・頻発化する洪水に対して、河道のみで対応していくことは非常に困難となっております。

よって、河川改修に加え、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水の取組も進めております。

令和4年3月に策定した四日市圏域二級水系流域治水プロジェクトでは、下水道整備による内水対策に加えて、外水・内水対策が一体となったハード対策、菰野調整池等の事前放流や住民避難を支援するためのソフト対策などの取組を位置づけております。

今後とも、浸水被害を軽減するため、関係者の皆様と連携して、これらの取組を進めてまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

本当に、特に鹿化川は、四日市南警察署と四日市庁舎がありますので、本当にいざそこが決壊してくると機能しない状態になるということの危険性がやっぱりあります。危険と言いながら、私もパトロールで調査しに行くと、集中豪雨で、線状降水帯でぱーっと雨が降ったときに、堤防から1メートル切っているときもあったんです。

非常に危険だなというのと、その危険を自らもって体験することもありますので、やっぱりしっかりと掘削していただいて、近鉄、JRの高架のいろんな問題もございますけれども、しっかりその辺の対策をお願いしたいと思います。

北勢バイパスの整備をしていく中で、地域の交通渋滞が緩和することも期待しておりますが、やっぱり北勢バイパスが完成するのがまだちょっと先です。国道と県道の、そしてまたその幹線道路の調整をしてしっかりと予算を取っていただいて、来年の春先ぐらいにしっかりと取っていただきたいと思うことと、県道でも、幹線道路の整備に関して、センターラインがないところに市内のバスと車が交互に擦れ違い、さらには人流もある県道があります。そんなところを危険箇所とみなすのか、今までこうやって交通の流れがあったのでええと考えるのかは別として、新たな整備計画というものをしっかりと整備をする設計を組んで予算化していただくよう、要望いたします。

そして、いつ甚大な被害が発生してもおかしくない状況である中、県として災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進がさらに推し進められますことをお願い申し上げ、質問を終えたのでございますけれども、4分ございます。

今日は、大分質問に対して返しが非常に端的でありましたので、思ったより時間が余ってしまいました。

今日は知事に一言もお話を振ることがなく終わってしまいましたけれども、一見知事が、今、精力的に海外にも行かれ、そしてまた、海外の輸出に関しても目を向けられ、活動されていることもお聞きしております。

そしてまた、様々なことに関連性の中でも、四日市萬古業に関して、コメントを1分、2分でお願ひできればと思っておりますが、無理やり振りましたが、どうぞよろしくお願ひします。

**○知事（一見勝之）** 山崎議員の質問をお伺いしておりました。

山崎議員の地元に対する愛情を非常に強く感じるところがございました。

特に地元の方々への安全・安心のために、御自身のお時間を削って作業さ

れておられるというお話も伺いました。

また、何よりも重要なのはやっぱり働く場の確保であるということもよく分かりました。県産品というのも、そのためにも重要であるということでございます。

全く同じ考えでございまして、三重県、人口減少しているわけでございますけれども、やはり一番人口減少のために、それを食い止めるために重要なのは働く場ということでございます。

産業をこれからも振興するのは、我々一緒になって、山崎議員と一緒にやっていきたいと思っています。

また、県産品、四日市萬古焼、この話は、前回もお話しいただきまして、県としてもしっかりと取り組んでいきたいと、必要なものは国にもお願いをしながらやっていきたいと考えておりますので、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） 一見知事、ありがとうございます。

本当に一見知事の活躍により、また、国のほうにも予算をしっかりと確保していただいて、県民の皆様にとしっかりと幸せを描けるような、そんなようなことをお願いしたいと思います。

以上にて、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。  
(拍手)

休

憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

開

議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。35番 長田隆尚議員。

〔35番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○35番（長田隆尚） 草莽会派、亀山市出身の長田でございます。もういつものように、まず、リニア中央新幹線のほうから入りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けてという中の東京―名古屋間の早期完成に向けてお伺ひしたいと思います。

本年5月のリニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会、東京において行われた総会ですが、においては、次の七つの決議が採択され、国土交通省に要望が行われています。

1、東京・名古屋間については、工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に、静岡工区については、国及び東海旅客鉄道株式会社が、水資源・自然環境への影響の回避・軽減とリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、有識者会議の議論を積極的に進めるとともに、関係自治体等の理解を得ながら早期着手を図ること。

2、建設工事を進めるにあたっては、安全対策の強化・徹底を図り、事故の発生防止に万全を期するとともに、沿線を始めとする地域に対して丁寧な情報開示や説明に努めること。

3、建設費については、技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、一日も早い全線開業のための具体策を引き続き検討し、更なる方策を示すこと。

4、名古屋・大阪間については、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携・協力して進め、2023年から環境影響評価に着手すること。そのうえで、詳細なルート及び駅位置を早期に確定すること。

5、リニア中央新幹線の整備にあたっては、地域の発展に資するよう、地

元事業者の活用に配慮するとともに、駅設置に関する事など地域の意向を十分反映させること。特に、中間駅については、駅の交通結節点としての機能が発揮されるよう、停車本数を十分確保すること。また、中間駅の地上への設置に伴う景観や生活環境への影響に関して必要な対策を行うとともに、駅周辺を含めて、玄関口としてふさわしい個性的で高機能なものとなるよう、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

6、広域交通ネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される大阪のターミナル駅については、今後、駅周辺地域のまちづくりの検討を具体化し、駅の機能強化を図る必要があることから、地域の理解を得つつ関係者と連携して、利用者利便性等を考慮した駅位置を早期に確定し、一日も早く着工すること。

7、リニア中央新幹線の開業効果を高めるため、交通ネットワークの充実・強化や、駅周辺のまちづくり事業への支援・協力等、地域の活性化に資する取組を積極的に講ずること、の七つであります。

そして、本年6月に発表された経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針ですが、そこにおいては、水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を取りまとめ、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、開業に伴う東海道新幹線の輸送余力を活用した東海エリアの利便性向上・地域にもたらす効果等について調査分析を行う。全線開業の前倒しを図るため、建設主体が本年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導・支援を行うことが明記されています。

今年のリニア中央新幹線建設促進期成同盟会には、昨年の総会後の7月に静岡県がリニア中央新幹線建設促進期成同盟会に加入したこともあり、静岡県知事が初めて出席いたしました。いまだに静岡県内では、工事に着手できない状況が続いています。

リニア中央新幹線建設期成同盟会として、この状況をどのように解決しているのか。東京―名古屋間早期完成に向けて、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の役割について、そして、その副会長としての知事の

決意のほうをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今年の5月にザ・キャピトルホテル東急、東京で行われました、リニア中央新幹線建設期成同盟会の総会ですが、これは長田議員も御出席いただいたと記憶しておりますけれども、関係沿線の知事が集まりまして、リニア中央新幹線を早く造るという一つの思いの下に議論ができたものと考えております。

今までは、議員御指摘のように、静岡県知事が入っていませんでしたけど、このときは静岡県知事も出てこられて、静岡県は一貫してリニア中央新幹線に賛成なんだということをおっしゃっておられました。

私からは、3点申し上げました。

1点目は、リニア中央新幹線は昭和37年、東海道新幹線ができるより前に、日本国として技術の粋を集めて、そして、国家予算もつぎ込んで造ってきたものだ。この技術を日本で最初に実現しないでどうするのかという話を言ったところであります。これについては、静岡県知事も、リニアの技術は日本が誇るものだ、同様の発言をしておられました。

2点目は、人口減少の局面の中で、これまで以上に成長力を確保していくためには、やはりリニア中央新幹線のような高速鉄道が必要なんだと、地域間を高速で移動することが必要だと、こういうことを申し上げたところであります。例えば、リニア中央新幹線ができたなら、三重県に住みながら東京で働く、これ、1時間でいきますので、それから、大阪やと20分でいきますので、三重県に住んでおって東京や大阪で仕事ができるということも、リニアができれば実現するわけでございます。その話もしました。

3点目は、名古屋以西の工事、これ、三重県がそこに入るわけですけど、それが名古屋以东の工事、山梨県とか長野県とか静岡県であります。その工事が遅れることによって三重県の工事が遅れるということは耐えられせんねと、ぜひ避けていただきたいということを強く申し上げたところでございます。

同じような趣旨のこと、例えば静岡県の水、土地の問題があることによってリニア中央新幹線の工事が止まっているということは問題だというのは、同じその総会で、長野県知事ですとか、あるいは岐阜県知事、そして山梨県知事も話をされたところであります。

副会長というのは、愛知県が会長なんですけど、あと全部副会長なものですから、各副会長がその総会で、自県の思い、自分の県の思いですね、それから他県の状況についても話をすると、これが総会のよいところではないかなと思っています。

総意として、今おっしゃった決議が出ました。一日も早くリニア中央新幹線を実現するという気持ち、関係沿線の知事の間で、そして日本国との関係でもできているというのは、非常に大きい話であると思います。

そういったこともあるかないかよく分からないところはありますけれども、静岡県内でも様々な議論が行われているようであります。基礎自治体の皆さんのお考え、そして県のお考え、これからのすり合わせが加速することを、私どもも総会などを通じながら話を進めていきたい、あるいはウオッチもしていきたいと思っております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

今ちょうど三重県といいますか、名古屋以西の話も出ましたけれども、それについては、ちょっと具体的に今から、三重県駅の早期決定に向けてというところの中で改めてお伺いしたいと思います。

前回の、先ほどのリニア中央新幹線建設促進期成同盟会では、名古屋・大阪間については、概略ルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携・協力して進め、2023年から環境影響評価に着手すること、その上で、詳細なルート及び駅位置を早期に確定することも決議されています。

しかしながら、JR東海の丹羽社長からは、4月に、アセスの法的手続で必要となる計画段階環境配慮書について、本年度中に作成するのは極めて困難だ、駅の位置やルートを決めるための地形や自然環境などについては、関

西の自治体と意見交換しており、アセスの前段の作業はしっかり進めている、という発言があり、また、9月6日のリニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会総会においても、JR東海の水野専務執行役員から、名古屋・大阪間の環境影響評価に向け手続を進めているが、2023年中にルートを決めることは難しい、という発言があったまです。

昨年11月の一般質問で、三重県駅の早期決定に向けて、JR東海に対し、なるべく早いタイミングで環境影響評価に入れるよう要請してきた、また、ルート、駅位置については、三重県は他県に比べてリニア中央新幹線の通る区間が長く、それによって駅位置の検討要素も増えてくるという意見を聞いたので、ある程度のポイントが分かった時点で説明していただけるよう併せて要請してきた、というような答弁を知事からいただきました。

現在、そのような意見交換はどうなっているのでしょうか。また、現在の進捗状況、三重県駅の早期決定に向けた見通しについて、再度お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 現在、JR東海との間で、事務的にも、それから、物によりましては私のレベルでも話合いを進めているところでございます。

詳細については、調整事項もございますので、この場でつまびらかに申し上げるのはなかなか難しいところがございますけれども、社長との間では、5月8日で行いましたけれども、JR東海、丹羽社長、交代されましたので、前の金子会長と一緒においでになられまして、私と話をさせていただいたところでございますし、三重県からは、7月にJR東海の本社を訪ねさせていただいて、社長、それから、リニア中央新幹線の関係の役員の方も含めてリニア中央新幹線についての話、ルート、駅位置の早期確定でございまして、それから、それだけではなしに、在来線、関西本線も含めました利便の向上について意見交換もさせていただいておるところでございます。

社長は、4月の会見におきまして、法的な手続に必要な計画段階環境配慮書というのを今年度中に作成するのは難しいと、こうおっしゃったわけであ

りまして、この真意についても私どもは確認しております。

法的な作業にというのは難しい、要するに作成は難しいということですが、準備作業は続けているということでございまして、私どもの必要なデータは渡しております。その上で、なるべく早いタイミングで法的な手続にも入っていただきたいという意向も伝えております。

先ほどの質問で議員から御指摘いただきました2023年の骨太の方針にも、名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるようにすべきであると、必要な指導、支援を国としても行うと書かれておるわけでございますので、国とも、そしてJR東海とも連携しながら、リニア中央新幹線の建設の早期着工に私どもも努力していきたいと思っております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） この図を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）この図は、昨年のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会で、三重県が想定したリニア中央新幹線の全線開業に向けたスケジュールになります。

この図で申し上げるところのこの赤い部分、JR東海による環境影響評価は始まっているけれども、青い部分の計画段階環境配慮書の発表はまだ至っていないというのが現在の状況であるという認識だと思っておりますので、ぜひともそういう形の中で、一日も早くこの計画段階評価配慮書が発表されて、その中で、概略ルート3キロメートル幅、概略駅位置直径5キロメートル円が発表されるような形で努力いただきますことをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一方で、リニア基本戦略についてお伺ひしたいと思います。

今年度、リニア中央新幹線開業効果を県全体で波及・発展させていくための取組の方向性を共有し、県内初の広域高速鉄道駅の設定による有効性や利便性を発信することを目的に、三重県リニア基本戦略が策定されています。

その構成は、策定の目的、特に留意すべき社会情勢の変化、リニア中央新幹線開業がもたらす効果、目指す三重の姿、目指す姿に向けての三つの基本

戦略、基本戦略を支える基礎づくりから成り、スケジュール的には、12月の常任委員会で中間案を示せるよう、県内市町、経済界、有識者から意見聴取を行っている最中であると思います。

そこでお伺いしますが、現在、県内市町、経済界、有識者からどのような意見が出てきているのでしょうか。

また、一方、本年のリニア中央新幹線建設促進期成同盟会においては、山梨県から、リニア中央新幹線建設を契機とした総合的な高速交通の将来像に関する研究会について、という提案があり、その研究会が設置されました。

これは、総合的な高速交通の将来像を研究し、広く社会に発信することで、リニア中央新幹線の建設促進に寄与するという設立趣旨を基に設立されたもので、期待される可能性と将来像として、沿線地域住民の新たな暮らし方・働き方の形成、ビジネス交流の拡大、観光交流の拡大、リスクに対するリダンダンシーの確保、という四つの項目が示され、期待される効果の実現と高速交通の将来像の具体化に向け、発信していく高速交通ネットワークを整理するため、加盟都府県から意見を募り、練り上げていくとされています。

また、岐阜県からは、中間駅及び駅周辺整備に関する検討部会の設置提案がなされ、その部会も設置されています。こちらは、地元自治体が検討を進めてきた駅周辺整備とJR東海の駅舎整備との調整、協議が始まっている中、沿線自治体同士が、中間駅及び周辺の整備に当たり、互いにどのような課題があり、どう対応していくか等について意見交換を積極的に行い、JR東海をはじめ関係者と共に、魅力あるまちづくりの実現を図っていくことを目的とするものです。

そこでお伺いしますが、山梨県提案の、リニア中央新幹線建設を契機とした総合的な高速交通の将来像に関する研究会や、岐阜県提案の、中間駅や周辺整備に関する検討部会において、どのような議論がなされ、三重県リニア基本戦略に生かされているのでしょうか。

また、この図を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）この図は、本年6月1日に公表された第1回みえ県民1万人アンケートの結果です。

県が注力している取組について、今年1月から2月にかけて調査したものです。リニア中央新幹線が開業すると、三重県駅が設置され、東京まで約1時間、大阪まで約20分で結ばれることとなります。リニア県内駅ができることについてあなたが期待することは何ですかという質問に対して、一番多かったのが、遠方移動の負担が軽減される、これが53.7%、2番目は、産業が活性化し、地域の景気がよくなる、これが32.3%、県外や外国から観光客が増加する、30.7%、三重県から首都圏に通勤・通学が可能となる、29.2%、三重県から関西圏に通勤・通学が可能となる、28.9%、という結果が出ていますけれども、この第1回みえ県民1万人アンケートの結果については、どのように三重県リニア基本戦略に反映させるのでしょうか。

以上、県内市町、経済界、有識者からの意見聴取、先ほどのリニア中央新幹線建設を契機とした総合的な高速交通の将来像に関する研究会、中間駅及び周辺整備に関する検討部会での議論、第1回みえ県民1万人アンケートを三重県リニア基本戦略にどのように生かそうとしているのか、進捗状況も含めてお伺いしたいと思います。

〔清水英彦地域連携・交通部長登壇〕

**○地域連携・交通部長（清水英彦）** リニア基本戦略の策定に向けた取組状況等について御質問いただきましたので、御答弁申し上げます。

三重県リニア基本戦略については、リニア中央新幹線開業による新たな暮らし方や働き方、観光や産業の活性化、リニア三重県駅を核とした交通ネットワークの形成などについて、県内市町や経済界、有識者の御意見、県民の声をお聞きしながら、今年度中の策定に向けて作業を進めているところでございます。

策定に当たっては広く御意見を伺うため、先月から県内29市町を訪問し、各市町における観光や産業、暮らしや働き方に関して現在の取組を伺うとともに、リニア中央新幹線開業に対する期待、効果が見込まれる取組、地域資源の新たな可能性、そのために必要な環境整備などについて意見交換を行ってまいりました。

市町からは、リニア中央新幹線三重県駅から地域へのアクセス強化、また、広域観光による県内周遊の推進、そのための総合案内機能等を御希望される御意見をいただいております。

また、山梨県提案の研究会では、これまで実務レベルでの会議が2回開催されまして、リニア中央新幹線だけでなく高速道路や空港など、総合的な高速交通の将来像について議論をしているところでございます。

岐阜県提案の検討部会についても、実務者レベルの会議が先月開催されまして、各県の取組状況を共有したところでございます。

これら二つの検討の場に本県も引き続き参画しながら、基本戦略における三重県駅を核とした広域的な交通ネットワークや駅を生かしたまちづくりの検討に生かしていきたいと考えております。

そのほか、みえ県民1万人アンケートの結果や、県と共にリニア中央新幹線開業への機運を盛り上げてもらうリニア応援クラブ会員の皆様からは、大都市への移動時間短縮による学びや仕事のチャンスの拡大、観光や産業の活性化、三重の新しいまちづくりなど、リニア中央新幹線の早期開業への多くの期待の声をいただいております。

こうした声や市町の御意見、さらには、現在お聞きしている経済界や有識者の御意見も踏まえながら、リニア中央新幹線と共に本県が歩む将来のイメージを県民の皆様と共有できるものとなるよう、基本戦略の策定を進めてまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

いろんな意見を聞きながら、今度の12月の常任委員会では中間案が発表されるということですので、そこに向けて充実した中間案が発表されることを期待したいと思います。

それでは、2番目の関西本線の利用促進についてをお伺いしたいと思います。

昨年4月に、JR西日本より、「ローカル線に関する課題認識と情報開示

について」というタイトルのニュースがリリースされました。そして、そこには、ローカル線に関する課題認識が示され、それに併せて、地域の皆様との対話に向けてということが書かれています。

その地域の皆様との対話に向けてとしては、「地域の皆様と課題を共有させていただき、「地域公共交通計画」の策定などの機会に積極的に参画し、地域のまちづくりや線区の特性・移動ニーズをふまえて、鉄道の上下分離等を含めた地域旅客運送サービスの確保に関する議論や検討を幅広く行いたいと考えています。なお、当社では、様々な移動手段に関するソリューション開発にも取り組んでおり、イノベーションの力も活かしながら、持続可能な地域公共交通体系の実現に貢献してまいります。また、地域交通の分野に留まらず、地域課題の解決にも地域の皆様と共に取り組み、地域共生企業を目指すJR西日本グループとして、引き続き持続可能な地域社会の実現に向け、地域の活性化に貢献してまいりたいと考えています。」と方針も示されています。

この図が、（パネルを示す）ニュースリリースのときに発表されました、在来線の線区別の利用状況、2019年度のものとなります。

そして、この表が、（パネルを示す）輸送密度1日当たり2000人未満の区間の経営状況、2019年から2021年の平均を表したものです。ここで、収支率とは、その区間にかかる費用に関する収入の割合、3か年平均、収入は線区運輸収入、費用は線区で発生する費用を計上、管理費等は除外して計算されています。

この中で、三重県内で対象となったのが、関西本線の亀山ー加茂間です。ちょうどこの図4のところの黄色く横で塗ってあるところがそれに該当します。平均通過人員は、1987年の4294人に比べて、2021年は766人と18%に減少するとともに、収支については、2019年から2021年の3年間の平均では、1億8000万円の収入を得るために18億円の費用がかかっているということが分かります。

関西本線の利用促進の取組については、三重県が事務局を持ち、愛知県、

三重県、京都府、奈良県、各府県内市町村、20市町村からの負担金により関西本線全区間の利用促進、要望を行う関西本線整備・利用促進連盟が以前からありましたが、この発表を受け、亀山ー加茂間の各自治体の情報共有の場や、関西本線整備・利用促進連盟の要望内容を検討を行う三重県、京都府、亀山市、伊賀市、木津川市、南山城村、笠置町から成る関西本線自治体会議が2022年5月に設置され、2022年6月に、三重県内における具体的な利用促進の取組を推進するため、新たに、三重県、亀山市、伊賀市、JR西日本から成る関西本線活性化利用促進三重県会議が発足いたしました。

第1回関西本線活性化利用促進三重県会議で、利用促進に向けた取組案を検討するためにデータ分析等を行うことが決められ、それを受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR西日本のICカード等データを分析した結果、乗車人員、関一島ヶ原間につきましては、新型コロナの影響も含め、2009年度から半減している。運行本数は、加茂ー伊賀上野間で1日当たり4本減便したが、伊賀上野ー亀山間は減便していない。平日は朝夕を中心に定期利用が多く、同時間帯の7割弱を占める。休日は定期外利用が多く、利用全体の8割がデータータイムに集中している。加茂以西から及び亀山以东からの利用者の流動は、双方ともほとんどが伊賀上野までとなっている。加茂、亀山以外のエリアについては、大阪、京都、奈良などの都市部とで一定の相互流動があるということが分かりました。

また、亀山市や伊賀市の市民アンケート等の調査からは、亀山市、伊賀市ともに鉄道の現状の評価は低いですが、今後の重要度は高い傾向にある。伊賀市のまちづくりアンケートからは、公共交通の維持費については、半数近くの市民が、市民、市の負担を増やしてでも取り組むべきである。伊賀市市民アンケートからは、公共交通の利用については、今後も利用し続けたいと思うが17%、将来は利用すると思うが51.7%と7割程度が利用の意向を示しております。

そのことから、次の四つの取組の方向性が決められています。

一つ目が、地域住民等に現状の周知や危機感を共有する取組、二つ目とし

て、通勤等利用者の裾野を広げる取組、三つ目として、他のエリアから人を呼び込む取組、四つ目として、利便性向上等の取組の検討、実施であります。

その中で、具体的な取組として実施されたのが、次の三つです。

地域住民等に現状の周知や危機感を共有する取組として、3月に「みんなで考えよう、関西本線のこと」というパンフレットが作成され、亀山市では、9月に回覧板にて市民に配布されました。（パネルを示す）この図がそのパンフレットに当たります。

また、他のエリアから人を呼び込む取組につきましては、今年3月に三重県まるみえフェスタとして、観光プロモーション、関西本線・地域鉄道のPR、県産品の販売がJR大阪駅コンコースにて開催されています。

一方、通勤等利用者の裾野を広げる取組につきましては、JR関西本線の利用者の7割が定期利用者であるということから、令和5年度当初予算500万円のうち250万円を使って、通勤利用モニター事業が実施されています。

この図が（パネルを示す）そのときのチラシになります。これは、協力企業を通じて、現在、JR関西本線を通勤利用していない人を対象にチャージ済みのICカード乗車券ICOCAを1万円分配布し、モニターに実際に利用していただくことで通勤利用の可能性を探るとともに、二次交通との接続といった利便性に関する課題の整理等を行い、関西本線の利用促進に向けた取組の活性化につなげることを目的とした事業です。

1回目は、募集期間が7月から8月18日、利用期間が8月25日以降発送のICカード乗車券ICOCAが到着日から9月30日と短かったことがあるかもしれませんが、100名の募集に対して応募は極めて少なかったと聞いております。

そして、それを受けて、現在では、もう次になりますが、（パネルを示す）ICカードのチャージ額を従来の1万円分のコースに5000円分のコースを加え、11月30日までの募集、利用期間も12月31日までとして、募集期間、利用期間を長くして再募集をかけています。

そこでお伺いしますが、この「みんなで考えよう、関西本線のこと」とい

うパンフレットの配布、三重県まるみえフェスタの実施、再募集中の通勤利用モニター事業から、関西本線利用促進のためのどのような課題が見えてきたのでしょうか。

また、一方で、三重県では現在、今後の地域公共交通の方向性を示すマスタープランとして、三重県地域公共交通計画を策定しており、令和4年度に実施された三重県地域公共交通計画策定基礎調査の報告書には、次の二つの調査結果が示されています。

この図が、（パネルを示す）通勤通学流動を表すもので、各市町上位3位を図化したものです。この図からは、関西本線に関係がありそうな通勤通学の動きは、伊賀市からは、甲賀市、津市への流れということになります。

一方で、この図は、（パネルを示す）OD別の移動人員を示すものです。この図からは、伊賀エリアは、関西方面などとの移動も見られますが、この通勤利用モニター事業を通して、甲賀市、津市の協力企業、関西方面の協力企業からは、どのような課題が浮かび上がってきたのでしょうか。また、通学者に向けては、このような事業は行っていませんが、現在、通学者からはどのような課題が浮かび上がっているのか、また、通学者向けのこのような事業は行わないのか、併せてお伺いしたいと思います。

〔清水英彦地域連携・交通部長登壇〕

**○地域連携・交通部長（清水英彦）** 関西本線利用促進に向けて、これまでの取組から見えてきた課題などについて御答弁申し上げます。

関西本線の利用促進につきましては、県におきまして、令和4年6月に設置した関西本線活性化利用促進三重県会議を構成する亀山市、伊賀市、JR西日本と連携し、様々な取組を進めているところでございます。

三重県会議で作成したパンフレットの配布を行った亀山市や伊賀市からは、鉄道はあって当たり前と考えている住民の方もみえることから、関西本線の厳しい状況について周知を続けていくことが必要といった課題認識が示されており、地域住民の皆さんへの周知や危機感を共有するための取組について、引き続き実施してまいります。

また、沿線以外の地域の皆さんを対象としたPRイベントにおきましては、関西方面から関西本線を通して伊賀市や亀山市に行けるということを御存じでない方もみえたことから、情報発信の充実が必要と考えております。

現在募集中の通勤利用モニター事業につきましては、実際に御利用いただく皆さんの御意見をできるだけ多く集められるよう、モニターの増加に向け、事業の周知に努めているところでございます。

なお、募集に当たり、企業の皆さんへ説明を行う中では、関西本線を利用したいと希望する声がある一方で、北勢や中勢、甲賀市などの関西方面の企業においても、最寄り駅から事業所までの二次交通の確保・充実が課題の一つであると考えております。

関西本線の活性化に向けては、通学利用の促進も重要な課題と認識しており、現在実施している潜在需要調査の中で、沿線の高校や滋賀・京都方面の大学等を念頭に、利用の可能性について調査を行ってまいります。調査結果を踏まえまして、亀山市、伊賀市の取組とも連携しながら、必要な事業の実施について検討してまいります。

引き続き、JR西日本に対して、情報発信の強化や利便性の向上、利用促進に向けた取組の充実を求めていくとともに、三重県会議としてもこうした課題を共有し、その解決に向けて検討を進めてまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 先ほどの（パネルを示す）このJR関西本線の新規利用企業募集ですが、これの1回目の反省から、2回目は特にどういう点を重要な点にされて、どういうふうにご工夫しているかについて、再度お伺いしたいと思います。

○地域連携・交通部長（清水英彦） まずは、その募集期間が短かったこと、それから、先ほど議員からも御紹介がありましたように、募集が11月いっぱいまで、利用期間を12月末までと延ばさせていただきました。

当初は、1万円の利用の金額でしておったんですけども、それを全て使い切るのもなかなか難しいというお声も聞きましたので、今、5000円のコー

スを設けさせていただいております。

こういったお声を踏まえて、少しでも利用していただける方を増やすという取組を今して、現在もまた、伊賀市、亀山市内の事業者のところにお伺いしているところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚）（パネルを示す）先ほどもお示しました、これ、図8です。これを見ていただきますと、通勤通学のことも含めましてですけども、やはり伊賀市から甲賀市、あるいは津市に関するものもたくさんあります。

今、いろんなところに協力事業を求めているということですが、例えば、伊賀市の企業に対して、あるいは津市の企業に対して、この関西本線の利用に対してどのような課題があるかと、それとか、先ほどの通勤の事業につきまして、それに対するPR等はどう行っているのでしょうか。

○地域連携・交通部長（清水英彦） 今、調査を実施しているところであります。個々の、例えば津市、伊賀市といった地域別のところについては、私、今ちょっと把握しておりませんので、また、その調査、この年内に終わります。1月以降、年明けましてから調査の取りまとめを行いますので、改めて常任委員会等を含めまして、議会の皆様にも御報告させていただきたいと思っております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

これ、ちょうど昨年調査したものです。（パネルを示す）同じ地域連携・交通部で調査したものですので、こういうものも生かしながら、新たな調査にも生かして、いろんなところの企業に声をかけながら、どういうところに問題があるのかということも聞いていただきたいと思いますと思います。

今の答弁にもございましたが、やはり鉄道は利用したところが、鉄道を利用した駅から企業までの移動手段の確保が一番大きな問題ではないかと言われております。例えば、定期等を補助することによってお金は楽になるだけ

れども、その分、移動手段がないことによって早く起きなければならない、あるいは駅で待っている必要があるということも聞いておりますので、この調査の中で、いろんなそういうような需要も発掘しながら今後進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、その次の潜在需要調査と潜在需要の掘り起こしについてお伺ひしたいと思います。

令和5年度6月補正予算1035万9000円から、潜在需要調査事業が現在実施されています。この調査では、関西本線沿線には観光資源や企業立地の集積があり、潜在的な需要がまだまだあるという観点から、沿線地域とそれ以外の地域との間の移動の実態調査を行うとともに、名古屋、奈良、大阪に直通列車を運行した場合の需要や、草津線を経由する滋賀県や京都府への通勤通学者を含めた沿線地域とそれ以外の地域との間の移動の需要の予測などのデータ分析を中心に行うとされていますが、具体的にはどのような調査を行っているのでしょうか。

また、奈良、大阪から名古屋への直通列車も検討するとのことですが、そのためには、JR東海とJR西日本の調整も必要となります。

ちょうど去る6月6日の議案質疑におきまして、稲森議員のほうから、この関西本線活性化利用促進三重県会議への参画をJR東海に働きかけてはどうかというような質問もございましたけれども、現在は、それについてもどうなっているのでしょうか。

また、一方で、潜在需要調査も重要ではありますが、次のステップとして、その潜在需要を掘り起こすための取組も必要となってきます。

この図を御覧ください。（パネルを示す）この図は、先ほど紹介した三重県地域公共交通計画に示されている現状と課題を踏まえた今後の方向性です。

この中で示されています一部を抜粋させていただきますと、方向性として、域内交通と広域交通との乗継利便性を、ダイヤ調整や待ち環境の改善などにより高め、域内交通と広域交通を効率的に連携させる対策が必要である。リニア駅と県内各地を結ぶ二次交通の充実が必要である。公共交通の維持・確

保に向けた支援やその在り方検討の取組が必要である。利用できる環境にあっても利用しない人が多い中、利用促進のための情報発信や教育も併用して進めることが重要である、とのことが示されています。

また、現在の実情を申し上げますと、例えば、柘植駅はエレベーターがありません。関西本線の加茂方面への気動車と草津線の電車を乗り換えるためには、陸橋を歩いて渡らなければなりません。加えて、簡易委託駅であるため、午前7時までと午後4時以降は無人になることから、駅のホーム等の待合場所は非常に用心なスペースになり、1人での利用時には非常に不安を感じざるを得ません。

また、亀山駅では、JR西日本とJR東海との乗換えですが、JR西日本とJR東海間のICカードの相互利用ができない上、JR東海とJR西日本の乗換の待ち時間が長いという問題もあります。ICカードが相互利用できないということは、料金もICカードを使う場合は、一度、亀山駅でリセットされてまた初乗りになってしまうということで、料金が直通的切符を買う場合よりもおのおのICカードを使ったほうが高くなってしまいうというケースも現れてきます。

加えて、JR西日本の初電につきまして申し上げますと、加茂発5時30分が最初なのですが、これは柘植駅では6時29分、亀山駅到着が6時53分という形になります。通勤通学にとっては、クラブ活動等の朝の練習に間に合わないのが不便であるということも聞いています。

以上、どのような潜在調査を行うのか、関西本線活性化利用促進三重県会議へのJR東海への参加を求めていくのか、潜在需要を掘り起こすための取組、利便性の向上に向けた取組についてはどうしていくのかについて、お伺いしたいと思います。

〔清水英彦地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（清水英彦） 潜在需要調査等についてお答え申し上げます。

関西本線、亀山－加茂間の利用状況は厳しいものがありますが、亀山市や

伊賀市には事業所の集積が見られることから、マイカー利用からの転換による利用拡大の余地があるのではないかと考えております。また、草津線を経由した滋賀県方面との間の利用促進の可能性もあると考えております。

このため、両市に加え、草津線沿線の企業へのアンケートやヒアリングを通じて、関西本線の利用促進の可能性について調査を行います。

また、亀山市及び伊賀市の全ての世帯を対象にアンケートを実施し、日常の移動に係る関西本線の利用意向について、改めて調査を行う予定でございます。このアンケートを実施する際には、併せて関西本線の現状等をお知らせし、危機感の共有も図ってまいりたいと考えております。

さらに、これらのアンケートや移動実態の調査、観光需要の今後の見込みなどから、名古屋や奈良、大阪などを結ぶ直通列車の需要についても推計したいと考えております。

こうした調査により、まずは、潜在需要を可能な限り見える化し、今後の利用促進や利便性向上に向けた検討に活用してまいります。

関西本線の利便性向上や利用促進を図る上では、JR東海との連携も重要でございます。このため、JR東海を訪問し、関西線活性化利用促進三重県会議の取組を説明の上、会議への参画について打診を行ったところ、JR西日本と連携し、可能な協力をしていく旨の回答を得ております。

今後、会議の開催に向けて日程調整を具体的に行う際に、改めて会議への参画を依頼してまいります。

潜在需要を実際の利用につなげるためには、二次交通の確保・充実、乗り継ぎ環境の改善など様々な課題がありますことから、それらの解決に向けてJR西日本やJR東海に要望を行っていくとともに、調査結果も踏まえまして、関西本線活性化利用促進三重県会議の中で検討を進め、可能なものから順次実施していきたいと考えております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

可能なものからしていくということですが、まだ具体的には決まっていな

いような感じかなと思います。

その中で、やはり一番のポイントは、亀山駅の乗換え時間の長さであったり、両方が並行して入っていけないということが結構中心ではないかなと思っています。

これは私、亀山市の立場で思っていますので、例えば稲森議員であったり、森野議員の伊賀市の立場からすると、また別のことがあるかも知りませんが、まずは、とにかく乗る方の利便性を高めることによって乗る方は増えると思いますので、その辺実際にどのようにしていくのかについて、具体的に一步一步進めていただければと思います。

また、一つのヒントには、高速バス路線にもあるんじゃないかなと思っています。例えば津、四日市から京都市のバス、あるいは伊賀から名古屋行き的高速バスというものが存在しています。これらは、やはり関西線の乗換えが不便であったりするために成り立っているというものであると思っています。三重県内に工場等があり、名古屋、大阪、京都に本社のある企業等の出張等の需要もあると思いますので、その利用者の意見も聞きながら利便性の向上に努め、利用者が増えるよう努力していただきたいと思いますので、以上でよろしくお願ひします。

それでは、最後に、生産性向上・業態転換支援補助金についてお伺ひしたいと思います。

今日、私の前に山崎議員のほうから、この大きな枠組みについての質問がございましたが、私はちょっと具体的な案についてお伺ひしたいなと思っています。

実は、昨年の11月の一般質問で、今後、具体的にどのような方向性で生産性向上・業態転換支援補助金を展開していくのかという趣旨で質問させていただいたところ、今日の部長の答弁にもありましたが、生産性向上・業態転換支援補助金については、事業者の皆さんが置かれている状況に応じて、柔軟な制度設計を行ってきた。今後の事業者支援の方向性については、このように必要とされている事業者支援の考え方も、社会経済状況に応じて変化さ

せていく必要があると考えている。今後も、事業者の皆さんの直接の声や事業者に伴走型の支援を行っている商工団体を通じた声に耳を傾けながら、新型コロナウイルス感染症はもとより、原油価格・物価高騰や急速な円安の影響を乗り切れるよう、前向きに取り組む中小企業・小規模企業に寄り添った支援を行っていきたいと考えています、というような答弁をいただいています。

その後、令和4年度10月補正によりまして、予算額7億円で、第1回三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金が募集され、604件、7億329万8000円が採択されています。

そして、その第2弾として、令和4年度2月補正により予算額3億円で、第2回三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金が募集され、320件、4億923万3000円が採択されています。それだけエネルギー価格等の高騰の影響を中小企業・小規模企業が受けたという判断の下で実施されたものではないかなと思います。

そんな中で、交付決定額について見ますと、第1回三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金は、予算額と交付決定額がほぼ同じであったわけですが、第2回三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金は、予算額に比べて交付決定額が約36%増額されております。

そこでお伺いしますが、まず、三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金の採択については、審査基準として、必要性、目的性、実現可能性、有効性、合理性の五つが示されていますけれども、どの点に重きを置いて審査を行い、採択を行っているのでしょうか。また、採択に当たっては、絶対的な基準があり、その基準を満たした申請は全て採択しているのでしょうか。

また、今回の場合、第1回の採択率に比して、2回目の採択率は、予算額よりも採択額が約36%増額されているにもかかわらず、28.7%と非常に低くなっています。この段階で、この助成金に対する需要がまだまだあるという

判断の中から、第3回三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金を募集するというような選択肢はなかったのでしょうか。

以上、お伺いしたいと思います。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 失礼いたします。御答弁申し上げます。

生産性向上・業態転換支援補助金については、必要性、目的性、実現可能性、有効性及び合理性の審査基準に基づいて、それぞれの項目を均等に採点し、絶対評価による審査を行った上で、予算の範囲内で交付決定を行わせていただいております。

今般、経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針におきまして、未来への投資拡大と構造的な賃上げの実現が大きく掲げられるなど、経済の好循環の実現に向けて、賃上げ環境の整備が強く求められておるところでございます。

こうした中、今回活用させていただきました国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の推奨事業メニューの中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援におきまして、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援が掲げられていることを踏まえまして、賃上げを促すことも新たな目的として追加し、生産性向上・業態転換支援補助金の賃上げ型として実施させていただいたところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 予算範囲内で絶対評価で選ぶということは、相対評価ということになるのではないかなと思います。ぜひとも絶対評価という形であれば、採択いただいて、応募期間にかかわらず、優れた応募は全て採択できるような方法で採択していただかないと、不公平感が出てくるのではないかなと思っています。

実際は、第3回というのにはせずに、先ほどの説明にありましたように、従業員の賃上げが重要であるという判断の中から、令和5年7月14日から8月25日までの間に、三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向

上・業態転換支援補助金が募集されています。

このときに、第2回三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金のときのような通常枠と原油価格・物価高騰枠というような、二つの枠を併設して補助金を募集するということはできたのではないかなと思います、それについていかがお考えやっただでしょうか。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 失礼いたします。

今般の予算額が3億円ということの中で、枠を二つに分けてというのは、それこそ採択率のこととかいろんなことを考えて、今般に至りましては賃上げ型という形で、一つの枠でさせていただいたところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） やっぱり予算ありきという形の中でされておるから、そういう形になったのではないかなとも思います。

そして、今回の三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金交付決定が実はなされました、先週です。その県のホームページを見てみますと、この賃上げ型につきましては、325件の申請に対して131件が採択されたということで、今回も採択率は40.3%と、約60%の方が採択されていません。聞いておりますと、どういうこのような補助金でも、大体50%以上、採択されるのが大方ではないかなというふうな意見も聞いております。

先ほども申しあげましたけれども、国の予算に関係なく、この40.3%という低いことからしまして、この賃上げ型についても2次募集をするというような予定はないのでしょうか。また、先ほど三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金においては、第2回の応募に当たって、1度目の不採択の事業者へその不採択の理由は示されていないと思いますけれども、再度同じようなものを募集する場合には、問合せがあった場合には、何が悪かったか、どういう点が足りなかったかということの説明すべきやないかと考えますが、そこについての御意見をお伺いしたいと思います。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 失礼いたします。

新たに2回目の実施をというところでございますが、エネルギー価格等高騰対策の影響を克服し、企業が経営を向上させていくためには、経営者自らが前向きに考え、生産性向上や業態転換等の事業再構築に向けて意欲的に取り組んでいく必要がございます。

また、賃金引上げが求められる中、企業が経営向上に向けて必要な人材を確保できるようにしていくためには、賃上げ環境の整備をさらに推し進めていく必要があると考えておるところでございます。

今後、経済情勢を踏まえつつ、事業者の皆さんのニーズに応えられるよう、財源のことも考慮しながらでございますが、効果的な支援策をしっかりと考えてまいりたいと考えております。

また、不採択になった事業者への対応についてでございますが、今後の経営向上につながるよう、商工会、商工会議所等の支援機関による計画の磨き上げの支援等を行うとともに、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 丁寧な対応とおっしゃいましたが、不採択の理由については御指導いただくのかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 少し実施機関とも相談しながら、どういふふうなことができるかというようなことも含めて考えたいと思います。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 分かりました。

不採択になった方が、本来、その事業の目的に合わない申請の仕方をして不採択になったというのは仕方ないんですが、そこに合ったつもりでやっても不採択になった、じゃ、何が悪かったかというのが分からないと、次の応募をするに関して、どこをどう直していいか分からんということになってまいりますので、ぜひともそういう形の中で、この募集に対してはこういうところが不足しているんですよ、こういうところをもっとちゃんと書いてくださいよってということも書いていただければなと思います。

時間もありませんので、最後に、一つだけ要望させていただきますと、今回、スキームについては、前まで10万円から200万円という形でございましたけれども、今回は50万円から400万円となっています。400万円と増やしていただくのはいいんですが、何で10万円から400万円にならなかったのかという声も聞きますので、ぜひとも幅広くの方に、いろんな方にこの補助金を使えるような形で今後とも検討いただきますことを一言お願い申し上げまして、私のほうの質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

午後、最初の質問をさせていただきます。5期目、最初の質問ということで、本当にまたこの場に送っていただきました皆様方への感謝の思いと、そして、発言通告は非常にシンプルなものになっておりますが、思いを込めてしっかりとさせていただきますと、そのように思っております。

今回は、そういった感謝という思いと、県民の皆様と共にとこののをキー

ワードに、質問させていただきたいとそのように思っております。

まず、最初に、県民とともに進める県政についてということで、知事は就任2年を迎えられて、いよいよ3年目に入ってきたという形であります。最初の所信表明、知事提案説明でも聴政、しっかりと県民の皆さんの意見を聴いて県政を進めていく、その御決意のとおり、例えば、県民との円卓対話は令和4年15回、市町長との円卓対話も令和4年15回、また、本年も県民との円卓対話は8月31日現在で5回、そして、市町長との円卓対話も9月20日現在で7回行っていただいております。本当に県民の皆さんの声を聴いて県政の基にしていると、そのように思っております。

また、議会もみんな、いろんな県民の方から声をいただいております、いろいろ提案に対して県もしっかりと真摯に答えていただいていると思います。

私のほうでも、がん患者のアピアランスケア、例えば医療機関などへのシルバーカーの設置、そしてウオータークーラーの更新、こういったこともしっかり県のほうは進めていただいております。

その上で、今回は、みえ県民1万人アンケート、アンケート調査の今後ということで、まず1点目、質問させていただきます。

みえ県民1万人アンケート、1万人に出していただいて、今回は約47%の回答と伺っております。一方で、市町も令和4年度、13市町がアンケート調査をしていただいております、1万3000人余りの回答をいただいております。

この市町としっかり連携を図っていくことが、今後の県民の声をしっかりと聴いていくということでは、とても重要であると、そのように思っております。

それで、やはり市民、町民はいわゆる県民でございます。ですので、その県民の声ということでは、市町と連携をしっかりと図りながら進めてもらいたい、そのように思っております。このことについて、知事の見解をお聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私ども県政の遂行というのは当然の話でありますけど、県民の皆さんのために行うわけでございます。県民というのは、私ども執行部にとりましては主権者でございます。国にとっての国民が主権者であると同様に、共に県をよくしていくという立場もありますけれども、公務員が忘れてはいかんの、やはり県民の皆さんが主権者であって、そのために我々は働くということでもあります。

県民の皆さんの御意見を聴いていくのは何よりも重要ということで、そこは議員おっしゃったとおりでございます。私ども県民の皆さんから御意見を伺うとともに、県民の代表者である県議会の皆さんからの御意見をいただきながらよりよい県政を進めていくということに、心を砕いているつもりでございます。

県民の皆さんの声でございますけれども、私も知事にならせていただきまして、円卓対話を進めさせていただいております。コロナ禍の中で、なかなか開きづらいというところもございました。市町の皆さんに御苦勞していただきながら多くの方に声をかけていただいて、円卓対話、やらせていただいております。

もっと数多くの市町と議論すべきじゃないか、住民の声を聴くべきじゃないかという話もございました。ただ、コロナ禍の中でございましたので開始もちょっと遅れましたし、頻度もそんなにはできなかったというのがございます。

その中でも、例えば、令和5年1月に川越町で子育て支援サークルの方々からの御意見もいただきました。また、9月には多気町から熊野古道・伊勢路を守る会の方々から、県民の皆さん方それぞれに三重県をよくしようということで行動しておられます。

私ども県だけでは、なかなか県をよくするための行動というのは十分にはできやんということでございますので、県民の方々にお力を貸していただきながら、県政をよくするために、三重県をよくするために進めていく、行政を展開していくということが重要でございます。

そのときにベースとなるのはやっぱり県民の皆様の声でございます、三重県では平成10年から、県民1万人の方々からアンケートを実施しております。

実はこの1万人のアンケートというのは、47都道府県の中でも三重県がトップでありまして、有効回答数も令和3年度は5277ということで、1位でございます。2位は岩手県で、これは3300人でございますので、県民の皆さんにかなりいい数字で回答をいただいているということです。

議員から御指摘いただきました、市町でも住民アンケートをしておられます。これは私どもが持つておる数字でいきますと、令和3年度は23の市町でも行っておられるようでございまして、6万9000人余りの回答を得ておられて、有効回答数がそのうちの2万7500程度ということでございます。

議員御指摘のように、市民、町民の皆さんも県民でございます。そのアンケートの結果の活用についても、私ども、市や町にお伺いしながら中身を聞いて、その結果を参考にするというので、より深い分析が可能になっていくと思っております。

知事就任2年がたちまして、その間、先ほど申し上げました新型コロナの対応、それからG7三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催、これ、斉藤大臣にもおいでいただきましたけど、そして人口減少対策、観光あるいはカーボンニュートラル、様々な取組をやってまいりました。その中で、私自身が感じておりますのは、やはり県民の声を聞いていくことがいかに重要かということでございます。

皆様方に去年の10月にお認めいただきました、強じんな美し国ビジョンみえの冒頭でも、県民の皆さんと一緒に現代の美し国をつくり上げていきたいとうたわせていただいているところですので、引き続きそういった姿勢で臨みたいと思っております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

本当にいろんな方の御意見を聴いていただいて、県政の礎にさせていただい

ていることが分かりました。

一方で、やはり今回の知事提案説明等を見させていただいても、本当に2年間、強いリーダーシップの下で、県民のため地域のために様々なことをやっていこうという知事のすごい決意は見て取れるところは本当に心強く思っておりますけれども、一方で、県民の皆さんと共にやっていきましょうという発信は少し弱いように思っております。

その意味から、知事提案説明で、就任3年目を迎えこれまで以上に実行や成果が求められますと先日ありました。この実行のところに、県民の皆さんと共に実行する、そして、県民の皆様と共に成果を出していくという、その発信をより強く出していくのが3年目じゃないかと思いますが、そこに対する知事の見解を聞かせてください。

○知事（一見勝之） 議員御指摘のとおりでございまして、この2年間、知事に就任させていただいた2年間、やっぱり行政のこれから進めていく県政の土台づくりでございました。そういう意味では、脇目も振らずと言う言い過ぎかもしれませんが、一心不乱に行政に邁進してきたというのは事実でございます。

これからはちょっと立ち止まる場所があってもいいのかなとも思います。そして、多くの方の意見を今まで以上に聴いていくことが必要でありまして、その上で、議員がおっしゃったように発信していくと、県民の皆さんと一緒に頑張るんですよということを発信していく、丁寧にやっていくということが重要であると思います。

先ほど申し上げました、例えば子育てをされておられる団体でございませうとか、あるいは自然環境、観光のために一生懸命やっておられる団体、多くの団体、農業の団体もございました、多くの団体おられます。みんなで一緒にやっていこう、皆さんと一緒にいい県をつくっていきましょうということを心がけていきたいと思っております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

本当に、先日、知事とは若い経営者の会のところでも一緒にやらせていただきました。知事と県民の方が直接ふれあうと、やっぱり知事からのお話も聞いたりしながら、もっと自分たちも頑張れることがあるんじゃないかというところで考えてもらえるとも思います。

県民の方、本当に住む地域を、また三重県を元気にしていきたい、そこで頑張りたいと思いを多くの方が持っていていただいておりますので、しっかりと県民と共に頑張っていくということを発信していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

二つ目に入ります。

地域防災力向上への取組についてということで、これまで地域防災力の向上ということで、私は幾つか質問を重ねてまいりました。

その中の一つが、三重地域自主防災士制度をつくって、継続的に自主防災組織がしっかりと活動していける、どうしても自治会長や地域の方で役員が代わっても、キーマンとなる人が1人継続的にいれば、その地域自主防災組織の活動というのはしっかりと継続、向上していくという意味で、そういった制度を創設してもらいたいとお願いしてきましたが、この辺り、現在どのようになっているかお聞かせいただきたいというのが1点目です。

2点目が、その自主防災組織、コロナ禍もあって防災訓練とかが3年間ぐらいいきていない、そういった組織も多かったと思います。しかし、新型コロナの考え方も変わり、今年から防災訓練の案内等も私たちが頂くようになってまいりました。

その意味から、現状、県内の自主防災組織がどのように組織を、どれだけ組織をされているのか、消防庁の数字も見させていただいておりますけれども、実態をしっかりと把握するというところで、組織率がどれぐらいになっているのか、三重県内の世帯がちゃんとカバーされているのかどうか、またそこがやはり大事になってくるのは、活動をどれだけやってもらっているかということです、その活動状況の調査も必要になると思います。

そして何よりも、これからもう一回活動を再開するには特に大きなエネル

ギーが必要になってくると思います。そこには、活動再開のための課題とかが出てくるかも分かりません。そういったところにしっかりと県が市町と連携してサポートしていく、支援していくということがとても重要であると思いますので、まずはそういった実態調査を、きめ細かな実態調査をやっていきながら、この各地域の防災力を上げていくための取組をしていってもらいたいと思いますが、その辺に対する防災対策部の取組についてお伺いいたします。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 地域に自主防災士を配置する仕組みと自主防災組織の実態調査について、お答えいたします。

まずは、地域防災力の向上に向けましては、これまで、県、市町、地域が連携して様々な取組を進めてまいりましたが、とりわけ自主防災組織の皆様の日々の活動が、地域防災力向上の大きな支えになっているものと認識してございます。

今後、地域防災力のさらなる向上を図っていくためには、まずは県内の各自主防災組織に対し、地域の中心となって防災活動を推進していく人材がいるのかどうか、また、地域で継続的に防災活動が行われているのかどうかなど、委員から御提案いただきました、地域の実態を把握するための調査を実施しまして、その結果を踏まえ、地域の実情に応じた支援を行っていきたいと考えてございます。

具体的には、まず、既に自主防災組織のリーダーが核となって活発な防災活動が行われている地域については、県が主催する自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や、他地域の優良事例を共有する交流会などを通じまして、今後もスキルアップのための支援を行ってまいります。

一方、防災活動の核となる人材の確保が難しい地域については、みえ防災・減災センターの防災塾の中で育成しましたみえ防災コーディネーターを今後は積極的に活用し、地域にしっかりとつないでいきたいと考えてございます。

加えて、今年度新たに、自らの地域で防災活動を推進していただく人材の育成を目的に、防災塾の中に設けました自治会からの推薦枠を、今後一層拡充しながら、地域の防災活動の核となる人材のさらなる確保に取り組んでいきたいと考えてございます。

さらに、議員御提案の地域自主防災士の仕組みでございますが、防災塾の自治会推薦枠で育成しました防災コーディネーターの皆様をはじめとしまして、実際に地域の中心となって防災活動を推進していただける方を各地域の自主防災士として位置づけ、認定を行った上で、その方々に対し、地域の実情に応じて必要となる知識や実践的なスキルを身につけることができるよう、きめ細かな支援を継続的に実施していきたいと、そのように考えてございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。

本当に地域防災力を高めていくことが、いざ発災があったときに、その地域の方々の方々の命と生活と財産を守ることにつながっていくんだと思います。その中核となっていていただくのが自主防災組織であると、そのように思っておりますので、防災・減災対策に取り組んでいただく県、市町から見れば本当に重要なパートナーであると、そのように思っておりますので、しっかりと実態調査をしながら必要な支援をお願いしたいと思います。

先ほど言っていた、その自主防災士制度というものも今後つくっていただくということではありますが、自治会からの推薦枠等でその核となる方を育てていくというところにおいては、中瀬古議員もその中で講座を受けていただいていると、そのように聞かせていただいております。

やはり各地域で地域の防災のために頑張りたいと思っておりますので、また今後、その制度もやはりすぐに枠というのは限られていると思いますので、この優先枠等も数的なことも含めて進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、今度は地域防犯力向上への取組についてということで、県民の協力

を得ながら進める一つ目が特殊詐欺対策についてということで、難波警察本部長にお伺いしたいと思います。

この特殊詐欺ですけれども、今年は非常に多くなっております。警察本部のホームページを見させていただくと、1月から6月の数字、前年に比べて既に72件、同じ1月から6月の数字で見ても増えているという状況、また、被害額も8390万円増えているという状況でございます。

県のほうでは、同僚の山内議員も勧めましたけれども、自動通話録音警告機の無料貸出しでありますとか、私も出席した敬老会でも、駐在所の警察官が来て啓発活動、プリントを配りながらやっていたり、新聞で寸劇をしていただいたり、そういったことで特殊詐欺に遭わないように県民の方に啓発活動も、また、そういった機材を使つての啓発もしていただいている、そういったこともよく御努力いただいていることも理解しているところでございます。

一方で、やはりそういったことでも、どうしてもだまされる人がいるから増えていくという状況においては、最後のとりでとなるのがやはり水際対策だと思っております。その意味から、銀行のATMで振込を指示されるケースや郵便局、また、コンビニでプリペイドカードとかでそれを詐欺に遭う、そういったこともあるかと思えます。

やはりそういった方々の協力というのが、とても重要であると思っておりますし、たまに新聞やテレビで感謝状とか、こういったケースがあったということも報道で見ることがあります。

それでは、じゃ、三重県で実際どれだけ、水際で本当に最後の最後に阻止できているのか、その調査をしていただいているようであれば、その実態をお聞かせいただきたいと思えます。

二つ目が、自主防犯団体への支援ということでもあります。

三重県内には自主防犯団体は約915団体あって、約3万4500人が所属していただいている。子ども安全・安心の店とか、様々な地域の見回り隊などがそういった団体に入っております。

今回は、青色回転灯自主防犯パトロール団体について、ちょっと特別にここを取り上げたいと思います。

この方々というのは、地域で青色回転灯をつけていただいて、子どもたちの安全・安心、高齢者の安全・安心、また、私の地域では、ごみを捨てられていないかとか、そういったことも含めて地域を本当にパトロールしていただいて、地域の安全のために防犯のために御努力いただいております。

先ほどの915団体のうち、この青色回転灯自主防犯パトロール団体は三重県内では130団体あると、そのように伺っております。ほんで、登録車数も278台登録していただいている。これも全て個人の車を提供していただいて、それを活用して地域を見回ってもらっております。

ただし、やはりこのボランティア団体も活動費、予算というのは本当に限られている中でぎりぎりのところで活動していただいているという、そういった状況があります。

最初、設置したときには、県のほうから、例えば回転灯は当然ですけれども、腕章とか、青色回転灯のパトロールをしていますという掲示するマグネットシート、そういったことの提供をしていただいていると思いますが、ここに来て原材料や燃料高になりまして、自動車を使いますので、ガソリン価格が上がればどんどん経費がその分かかってくる。その活動をすればするほど予算が必要になってきて、限られた予算の中ですごくガソリン代が圧迫してきているという状況があって困っているということをお聞かせいただきました。

要は、今後もガソリン代で非常に多くの予算を使うようであれば、活動量を減らすか、ほかのものの予算、もう限られた中で捻出できないような予算の中ですけれども、今までつくっていたのぼりをもう今後は作らないとか、そういったこともやっていかざるを得ない、そういった状況まで来ているんですということをお聞かせいただきました。

その意味から、やはりこの青色回転灯自主防犯パトロール、これからも自動車を使って地域をくまなく細い道まで入っていただいて、安全・安心を

守っていただく、その役割を果たしていただいております。

活動量が、本人たちはもっとやりたいけれども、経費の関係でできないということがあっては、地域防犯力が減少、弱くなっていくということになりますので、そういった団体への支援を市町と共に充実していただきたいと思いますけれども、警察本部の今後の取組について答弁をお願いいたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 本年の特殊詐欺被害は、8月末現在で認知件数184件、被害額約3億8320万円であり、既に昨年1年間の被害を上回り、極めて深刻な状況であります。

そのような中、金融機関、コンビニエンスストア等の方々には、平素から積極的な声かけにより、特殊詐欺の被害を水際で阻止していただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。水際阻止の状況については、令和4年中156件、約1億2370万円の被害を阻止、本年8月末現在では102件、約6150万円の被害を阻止していただいております。

県警察といたしましては、犯人グループの検挙はもとより、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化のため、だまされていないかをチェックする声掛け支援シートの活用を一層図るなど、引き続き県民の皆様からの御協力をいただき、特殊詐欺被害の防止に取り組んでまいります。

自主防犯ボランティア団体におかれましても、自分の町は自分たちで守るという認識の下、平素からパトロールや見守り活動など、地域の安全・安心を確保する活動に御尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。自主防犯ボランティア団体においては、高齢化による成り手不足や活動資金の確保などの理由から、持続的な活動が厳しいという声があることも承知しております。

県警察では、自主防犯ボランティア団体に対し、防犯情報の提供のほか、限られた数ではありますが、防犯パトロールジャンパー、ベスト等の物品支

援を行っております。また、一部市町においては、自主防犯ボランティア団体に対する補助金制度を設けております。

良好な治安の確保は、独り警察のみによって達せられるものではございませんので、今後も青色防犯パトロールを含めた自主防犯ボランティア団体の活動実態や要望を踏まえ、支援の拡充に努めるとともに、各市町に対し、補助金制度の創設、拡充を働きかけていきたいと考えております。

県警察といたしましては、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでまいります。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

水際で阻止していただいている件数が令和4年度が156件、令和5年度が102件ということで、ここが水際で阻止できていなければ被害件数が183件、今年度であればプラスアルファになっているということであると思います。

本当にそういった方々の協力、警察本部長のほうからも、そういったコンビニや銀行の方々、また、先ほどの防犯パトロールの方々に対する感謝の思いを述べていただきました。本当にそれは、そういった取組をしてもらう方々にとっては張りになると思いますので、今後も大切なパートナーとしてこういう方々と連携を深めていただいて、1人でもそういった被害を受ける人を減らしていけるような社会づくりというものを、警察本部中心に様々な主体と連携を取りながら進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、命を支え合う献血・骨髄バンク事業、骨髄バンク事業といっても、ドナー登録についてということで質問させていただきます。

このこともこれまで何度か私も取り組んできたことですが、やはりコロナ禍を経験して、その間、なかなか献血でありますとか、ドナー登録に関しては、社会的に一つ大きいことがあるとすごくドナー登録者数は増えるんですけど、その後、今現状、増減数でいくとすごく減ってきているという現状があります。

命を支え合うというのは、やっぱり医療の一番下支えをしてもらっているのが、こういった献血の事業であったり骨髄ドナーの方々の御協力であると、そのように思っております。その意味から、やはりこの下支えをしていただく三重県民の皆様方にしっかりとまた協力をいただきながら、みんなで三重県の医療を守っていく、そういった取組をしないといけないと思っております。

どうしても献血の場合、69歳まで、骨髄ドナーの場合は55歳未満ということで、私も今年の1月に、それまで骨髄ドナー登録しておりましたけれども、卒業せざるを得ない年齢、55歳になりましたので、抹消されているという状況でございます。

パネルのほうで、献血の状況ということで見ていただきたいと思います。(パネルを示す) 県が目標に対してしっかりと赤十字血液センターと取り組んでいただいて、目標よりは多くの方々に御協力いただいているというのはもうよく分かっておりますけれども、どうしてもこの中で、例えば400ミリリットルのO型、非常に困っています。成分献血は全て非常に困っています。特に成分献血は右下の表にありますように、どうしても使用期限が決まっているという現状があります。ですので、より多くの方に、ベースをしっかりと確保しながら、そういった方々に協力してもらわないといけないという状況になっております。

その意味から、今現在のトレンドといいますか、令和2年から令和3年が新しい数字ですけれども、50代の献血の方は非常に伸びておりますけれども、それ以外の10代から40代が減少傾向にあります。そういったことも踏まえて、多くの県民の方々に、いま一度、赤十字血液センターの皆さんの御努力もありますし、県としても啓発を進めていただきたいと思いますが、医療保健部長から答弁をお願いいたします。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 献血につきましては、御指摘のとおり、若年層が非常に少ないということで、若い世代を増やすために、いろいろボラン

ティア団体等を通じて協力をいただいているところです。

また、ドナーに関しまして、年齢制限があるということで登録者数が減少しておりますけれども、こちらもボランティア団体と協力しながら普及啓発に努め、また、ドナー提供いただく際の助成制度にも、県のほうも市町に補助するというような制度を設けておりますので、引き続き関係機関等と連携しながら、献血者、骨髄ドナーの確保に努めてまいりたいと思います。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） すみません、最後、時間がなくなりまして、部長、すみませんでした。また、冒頭、お聞き苦しいことがありましたことをおわび申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（杉本熊野） 21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○21番（稲森稔尚） 2021年9月22日、就任して間もない一見知事は、三重とこわか国体・三重とこわか大会の6年後の延期申請断念を決断しました。約120億円ともされる財政負担をはじめ、県と県内市町の極めて重い人的、財政的負担を鑑みれば、真つ当な判断であったと評価しています。

そして、知事は延期申請の断念に当たって、当時の全員協議会で次のような発言をしています。

国体は歴史があり、日本が戦後、焼け野原になってダメージを受けたところから復興してくるための一助として、ツールとして使ってきたのはあると思う。そこが、今、令和の時代になって時代も変わり、国民の考え方も恐らく変わってきていると思う。したがって、新しい国体の在り方を求めていくのはあり得ると思う。必ずしも今までのように、県、市町が多大な負担をして国体をつくり上げていくという形ばかりではないと思う、と述べ、当日の資料にも、新しい国体の在り方を含め検討し、日本スポーツ協会等に提案していくとともに、本県スポーツ振興の停滞がないよう取り組んでいくということが示されました。

まさに、1946年に第1回国民体育大会が開催されたように、戦後復興と高度成長の時代にスポーツを通じて国民に希望を与え、国土の均衡ある発展に寄与してきたということは理解できますが、いまだに都道府県持ち回りで、財政的、人的負担が重くのしかかってくること、それから、開催県が天皇杯を獲得するなどというセオリーを守るために、巨額の公費を投入して、公務員採用にまで別枠を設けて、他県から有力な選手を集めなければならないこと、日本スポーツ協会にお伺いを立てながら施設整備や大会運営を進めるなど中央集権そのもので、地域の自治や持続可能性が重視される今日、時代錯誤であると言わざるを得ません。

私は、この三重国体の経過も踏まえて、スポーツ関係者の皆さんの大変熱い思いがある一方で、日頃、地域で話す一人ひとりの住民の皆さんや、大きな声では言えないけど、多忙化を訴える自治体職員の皆さんや教職員の皆さんなど、その温度差を深刻に感じてきました。

そもそも行政はスポーツだけではなく、幅広く総合的なものであり、広く納税者、県民の理解が得られてきたかどうか、大変悩ましい思いが今でもしています。

そこで質問します。

知事の考える新しい国体のあり方とはどのようなものなのか、これまでどのように検討し、その実現に向け行動していくのか、お伺いいたします。

また、今年8月、三重県スポーツ協会より、全国で2巡目の国体が終わる2035年以降の国民スポーツ大会の早期開催の要望があったところですが、準備に10年近い歳月が必要となり、百数十億円もの財政負担があるスポーツ界の大型公共事業を今までどおりそのまま開催するということは、将来にわたって県と県内市町の行財政運営、ひいては県民生活を縛るものであり、容認できるものではありません。

早期開催に関しては極めて慎重な検討が必要だと考えますが、知事の認識と検討状況をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） いろんな行事は、その時々時代の要請、あるいは国のありよう、地域のありようによって、その性格は変わってくるものだと思います。したがって、委員の御発言にありましたようなことを、私も全員協議会のときにお話をしたわけでございます。

例えば2026年のアジア大会も、愛知、名古屋で開かれますけど、愛知、名古屋ではできない大会もあるということで、東京都に支援をお求めになられて、東京都もそれを受けられるということでもありますので、国民スポーツ大会ももう1県だけではできないというのはこれから出てくると思います。

国民スポーツ大会ももう2巡目の半ばを過ぎまして、各県も様々な対応をして、いろんなことを考えていると私自身も思っております。これは、1人こうだといって頑張ってもあきませんのは、もうそれは議員も御承知のとおりでありまして、三重県だけでこうすべきだと言っても、なかなかうまいこと進まないというのは、先ほどの御質問の中にもあったとおりでございます。

賛同する人の数を増やしていくというのは、やっぱり重要であると思っております。そういう意味では、様々な場で各県知事の考え方、私も聞いたりもしております。まだ、形にはなっておりませんが、いろんな考え方を聞きながら、今、この世の中、この時代において、どういう国民スポーツ大会のあり方がいいのかというのを、関係者で検討していくのが重要であると思っております。

日本スポーツ協会のほうでも、3巡目と言われてはいますが、3巡目の国民スポーツ大会の在り方を検討するということをおいでになられます。ただ、まだ、その中身については聞こえてきておりません。どんな形があり得るのかというのもしっかりと見据えまして、私どもの考え方についても、今後、提案していきたいと考えているところでございます。

結論、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、時代時代に合った大会の在り方というのを模索していく必要があると。

大きな流れは、国も言っていますけれども、簡素化の方向で動いていくんだろうとは思っているところであります。それから、なかなか難しいという

んでしょうか、例えば天皇杯・皇后杯、必ず取らなきゃいけないということが、本当に今の時代にそぐうものなのかどうかというのも議論はあるものだと思います。

それから、次期国民スポーツ大会の開催についての検討でございますが、前回、残念ながら6年先への延期については断念させていただいたところでございます。

そのときも大きなポイントになりました、県の財政状況なんかも踏まえながら、今後どういった形で開催するのか、いつ開催するのか、検討を進めていきたいと思っているところでございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 分かりました。

2年前の全員協議会の当日の資料の中にも、新しい国体の在り方を検討し、日本スポーツ協会等に提案していくとともにということが明確にされていますので、今話された内容でしたら、今の延長線上で何か微修正を求めていくような形ではなく、何かもう昭和から引きずってきたものをしっかり転換させていくような、そういう提案をやっていかなければならないと思います。

前回やってきたボリューム、規模のことを、また、今後2035年に仮にやるとしても、もうそろそろ数年後には準備委員会を立ち上げてという、仮にですよ、そういう動きをやっていかなければならないわけじゃないですか。今まで、前回2021年にやってきたことを2035年にやるということは、僕はあり得ないと思うんですけども、その辺どういう認識を持っていますか。

○知事（一見勝之） 前回の三重とこわか国体・三重とこわか大会も、参加人数の削減でございますとか、あるいは式典の在り方の合理化なども進めてきたようでございます。私もそう聞いておりますけど、今回、今度行われます、開催するということになりましたら、さらに一層、簡素化というのは進めていけないといけないと思っています。

どんな形があり得るのかというのは、他県の開催の状況とか、あるいは、一番大事なのはやっぱり県民の皆さん、これ、県民お一人お一人の負担にな

りますので、県民の皆さんの御意見なども聞きながら進めていきたいと考えているところです。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） まさに今、県民お一人お一人っておっしゃったことが非常に重要だと思っていてまして、どうしてもスポーツと政治、行政との関係というのは非常に密接なところにあります。

何かアスリートの陰にこっちから森喜朗さんが出てきたらみんなびっくりするわけで、そんなようなことが、スポーツ推進局から少し資料を頂いたんですけれども、県の国民体育大会正式競技の競技団体の会長一覧というのがここにあります。41競技団体があるんですけれども、そのうち12団体の会長が県議会議員、そして、6団体の会長が国会議員、1団体が元国会議員、こういう状況であります。

こういうところに、以前の国体のときに僕が感じた一人ひとりの住民の皆さんとの温度差、ここが温度差の元とは言いませんけれども、一人ひとりの声というのを行政自身が聞けていない、そういう姿があるのではないかと思うんですけれども、知事、いかがですか。

○知事（一見勝之） 三重県は、今おっしゃった中に入っていないんじゃない。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） いや、三重県のリストです。

○知事（一見勝之） 三重県のリストで、その各県のとおっしゃいました。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 三重県の県内競技団体の会長リストを調べた。

○知事（一見勝之） 失礼しました。やっぱり県民の代表者である議員の方々はその役割に就かれるというのは、今までのお考えでそうやってきたんだと思います。

必ずしも代表者がアスリートでなければいけないとか、あるいは産業界の人でなければいけないということはないと思いますので、それぞれの団体がお決めにならればよいと思いますが、今後の国民スポーツ大会はどうする

か、先ほどお答えしたとおりでございますので、政治との関係がどうか、あるいは代表者がどうということはあんまり関係ないと思います。しっかりと県民の声を聴きながら決めていくということだと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 県民の声を聴くということで、ぜひよろしく願いいたします。

それから、法人県民税超過課税の使い方についても、県民の声をよく聴いてほしいと思うんですね。

1976年より資本金1億円を超える法人などから徴収する法人県民税に、超過課税分を上乗せして、現在では0.8%の超過課税分を、中小企業振興基金34%、福祉基金25%、環境保全基金2%、体育スポーツ振興基金が27%、そして、子ども基金が12%の配分をもって五つの基金に繰り入れられ、事業に活用されています。

そこで、これも知事に伺いたいんですけども、体育スポーツ振興基金は、国体開催前の2018年に配分率が2%拡充されたという経緯があります。国体前のスポーツに対する財政需要の高まりは現在では異なるはずであり、知事には、子どもの幸せを中心に置く、そういう県政であるということを期待するところなんですけれども、体育スポーツ振興基金の配分率を見直して、この子ども基金を拡充させ、三重県の子ども施策を一層充実させてはいかがかと思うんですけども、知事の政治姿勢としてお聞きしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一见勝之） 超過課税の財源につきましては、お支払いいただいております方々と丁寧に話をしながら、その使い道も含めて議論してきたものと聞いております。

子ども基金に充当するというのもありますし、それから、環境保全基金にも充当するというのもございます。いずれも重要なものがございます。

超過課税のパーセンテージを上げたときに、スポーツに充当するという話をしながらやってきたと聞いておりますので、それに同意された方々の御意

見はちゃんと聴取をしながら進めていく必要があります。

この制度は、令和7年12月末日までとなっていると聞いていますので、用途についても丁寧にタックスペイヤーの方々ともお話をしながら、今後考えていくものかと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ぜひ、その辺の知事の子どもを大事にするカラーを打ち出してほしいと、要望しておきます。

それでは、不登校支援についてお伺いいたします。

知事は、9月15日に、これ、マリオカートをしているんですね、知事。（パネルを示す）僕も好きです。フリースクール三重シューレを初めて訪問されて、現場の声を聞いたりとか、子どもたちとふれあってきたということ、たまたま知事が行った次の日に僕行かせていただいていたんですけども、そこで知事は、学校以外の学びの場、居場所の充実、特にフリースクールに対する財政支援、保護者に対する経済的な支援の必要性、どのような認識を持たれたのか、今後の取組も含めてお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 一言で申し上げると、学校以外の子どもの居場所、家庭もそうですけど、学校、家庭以外の子どもの居場所、とっても大事だなと思いました。

マリオカートは、実は私、初めてやったので好きというわけではありませんが、よく教えていただきました。そこにおられた学生さんから教えてもらって、人に教えるのは楽しいんじゃないかと言ったら、そうだと言っていました。私自身、すごくいい経験をさせていただいたと思います。

特に三重県におきましては、三重県議会の皆さんの熱心な取組で、ひきこもり支援、これはこの間も伊勢市でセミナーがありましたけど、そこで全国団体の方が来られていましたけれども、三重県が一番進んでいるという評価をしておいでになられました。これも議会の皆さんの取組のおかげでございます。

ひきこもりの要因の一つは、不登校から始まることもありますけれども、不登校の対策としても、フリースクールというのは非常に重要な役割を果たしておるかなと思います。

その御本人だけではなくて、家族の方々にとってもフリースクールというのは重要、重要どころか最後ではないかもしれませんが、とりでになっておるとちやうかなと思います。

そこでお話を聞きましたら、高卒の認定試験を受けられた方もおいでになる、受かった方もおいでになる、そして、就労の道に進んでおられる方もおられると、これ非常にいいことやと思います。そこで子どもたちは、自己肯定感を養いながら温かく見守られていると、こういう場は重要です。

こういう制度は独り三重県だけのものではないというか、必要なのはやっぱり三重県だけではないと思います。ひきこもりもそうですけど、そういう意味では、国全体でどういう支援の在り方があるのかということも考えていただかなきゃいけないとも思います。

また、加えて、国に様々な提案をするということも重要ですが、県でどんなことができるかということも検討していきたいと考えております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） それは、来年度、財政支援も含めて検討していくということでもよろしいでしょうか。

○知事（一見勝之） これは、今後の検討になります。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 今後の検討の中に、財政支援というのは入る可能性というのはあるんでしょうか。

○知事（一見勝之） 可能性としてはあり得ると思いますが、今後検討してまいります。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 本当に今、学校から出発して学校へ戻そうという不登校支援の在り方というのは僕は間違っていると思っていて、やっぱり学校以外

の学びの場や居場所というのをもっと充実させていただきたいと思いますし、保護者や子どもたちへのやっぱり経済的な負担ということも、しっかり考えていってほしいと思います。

あとの質問に関わってくるので少し進みますけれども、東京大学の中村教授らの研究チームが、2020年に全国3000人の高校生を対象に中学時代を振り返ってもらい調査を実施したところ、7割を超える生徒が中学時代の発言や奉仕、生徒会活動に、内申書を意識していたということが分かりました。

私自身、実際に不登校を経験して高校進学を目指すという皆さんや支援者の方々から、欠席日数への記載など不登校の経験が高校入試で不利に扱われたのではないかと、その不透明さも含めて疑問をいただいていたことがあります。

冒頭述べたように、高校入試の合否判定の材料となる内申書が、事実上、生徒指導の道具として利用されていないか、少なくとも中学生はそうに理解し、生徒が支配されているという現状があることを、どのように教育委員会は受け止めるでしょうか。

2016年、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行以降、文部科学省も不登校は問題行動ではないこと、心の休養など前向きな捉え方もできることを明確にし、2019年10月の文部科学省初等中等教育局長通知では、高校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれるとしています。

(パネルを示す) そこで、これが三重県の調査書です。いっぱいあります。

(パネルを示す) それで、これが見直した広島県の調査書なんですけど、内申書なんですけれども、こういう入試判定に必要なない情報を削除するなど、三重県においても内申書、調査書の抜本的な見直しを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長(福永和伸) それでは、県立高校入試における調査書に関して答弁申し上げます。

本県の県立高校入試に用いております調査書につきましては、先ほど御覧いただいたように、5項目で構成されています。

実は文部科学省からの通知がありまして、調査書については、生徒の優れている点を積極的に評価するため、学習成績以外の記録の充実を図り、活用することということが求められておりまして、県教育委員会としてはこの方針に基づいて対応しているところです。

議員が御懸念の欠席日数の欄についてですけれども、欠席日数の項目には欠席の理由を記入する欄を設けておりますし、また、不登校等、欠席が多いことを理由に不合格とすることがないように留意してほしいということを、県立高校の校長に周知徹底しているところです。これも文部科学省の通知を踏まえた対応です。

確かに、議員が言われるように、欠席の多い生徒にとっては、欠席日数の項目があること自体が不利に扱われるのではないかという不安を感じさせたり、登校へのプレッシャーとなっているのではないかという懸念があることは、私どもとしても念頭に置く必要があると感じているところです。

実のところ、今、県教育委員会では、この調査書の問題も含めまして、現行の入学者選抜制度を検証しようということで、この7月に県内全ての公立中学校及び県立高等学校の校長を対象にアンケートを実施したところです。

調査書についても様々な意見がございました。真に必要な項目のみに精選することを検討すべきという御意見もあれば、受験生の多面的な把握には現状の項目が必要だという意見、様々でございますので、現在、分析と検証を行っているところです。

今後、調査書それぞれの項目が本当に必要なのかどうか、調査書をどのように評価に活用するかなどについて、県内の教育関係者からPTAなども含めまして幅広く意見を求めるとともに、他県の状況も踏まえながら丁寧に検討してまいりたいと考えております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

〇21番（稲森稔尚） ぜひ不登校を経験した方とか支援者の皆さんの声も聴き

ながら、内申書、調査書の見直し、受験の入試制度の見直しというのをしっかりやってほしいと思います。

次、3項目め、ジェンダーギャップの解消に向けた多様性を尊重する社会づくりについて質問します。

内閣府の男女共同参画局が、（パネルを示す）令和4年度、性別による無意識の思い込み、アンコンシャスバイアスに関する調査結果では、地方から東京圏に移動した女性が移動した理由について、進学や就職が最も大きな要因であるものの、特に女性と男性の意識差に大きな違いがあったものとして、多様な価値観が受け入れられるが男性5.7%に対し、女性が13.4%、他人の干渉が少ないが男性12.6%に対して女性が23.9%という結果に着目し、複合的ではありますが、地方でどのような社会づくり、社会変革が必要なのかということを検討するべきではないかと思っています。

愛知県の大村知事は、今年7月、事実婚のカップルや婚外子が不利益を受けないような制度要望を国に対して行いました。

大村知事は、社会制度、社会環境を変えて、1人でも多くの子どもが生まれるようにすると述べ、日本は欧米各国、特にEUの国々に比べて婚外子の割合が低く、法整備を進めることで事実婚カップルが子どもを産み育てやすくなり少子化対策にもつながると、指摘しました。

全ての人が個として尊重され、様々な家族やパートナーの形が尊重されることが、そして、公正さを徹底させることが世界の潮流でもあります。

一方で、三重県は、他県でも数多く行われているからと知事はおっしゃいましたけれども、出会い、結婚支援を打ち出しますが、そのような周回遅れの政策に飛びつき、少子化対策の目玉と言って何の恥じらいもない世界観とは次元が異なり、取り残されていく感すらあります。押しつけとか強制ではないとかいう問題ではなく、そこから発せられる空気が問題なんです。

愛知県は国への制度要望を通じて、地域戦略というか、地域へのブランディングとしても多様性で先を行く発信をするというそういう狙いが感じられます。公が旗を振ることで空気ができてきます。

地方から都市部に向かう若年女性の意識は、一人ひとりの個性と多様性を大切にできる地域なのか、それとも、お見合いはどうかとか、まだ結婚しないのかというような、固定化された一つの価値観を行政が推奨する、空気として生み出す地域なのか、内閣府の調査でも指摘したように、多様な価値観が受けられない三重県として受け止められてはいないでしょうか。

そこで質問しますが、知事が述べているジェンダーギャップの解消の大前提は、多様な価値観が受け入れられる地域であるという理念が確立され、そこに社会の公正さを徹底させるということであり、従来どおりの企業への啓発にとどまってははいけません。

知事が多様な価値観が受け入れられる地域づくりへの考え方を伺うとともに、条例化、計画策定も含め、ジェンダーギャップの解消に向けた具体的な道筋をお示してください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 多様な価値観、これはもう当然、我々としては認めていき、そして、一人ひとりが尊重される世の中をつくっていくのは重要であります。

ジェンダーギャップの解消、これもとっても大事な話でありまして、残念ながら三重県では国の統計で、フルタイムの労働賃金について男女の差というのは全国46位、それから、同じく国の統計で、家事、育児等の労働時間についても男女格差、これ全国41位、相当低い、だから、女性の意見もしっかり聞いていかないかんとということでございまして、先日からワークショップを開いていまして、女性の意見を聴く会というのをやらせていただいています。これ今後もあと2回ありまして、トータル3回やるんですけども、実は1回目に、男性と対等に扱われていないことがあるという御意見がやっぱりありました。こういうのは解消していかないかんと思っているところでございます。

ジェンダーギャップの解消は、この8月2日に示させていただいた人口減少対策方針でもしっかりと書き込んでいます。一番大事なものではないかと

ということも言っておりますし、そのために社会全体で対応していくのも重要ですし、企業にもお力をお借りしなきゃいけないことがあると思っていますので、今後、企業の皆さんともお話をする場というのを設けていきたいと、そして、三重県のジェンダーギャップの解消に邁進していきたいとは考えております。

また、出会いの場の確保、これまた別の話でございまして、私どもとしては、やはり出生率を上げていく必要があるだろうと思う。ただ、結婚することを望まない人にそういうことを強制するということはしないようにさせていただきたいと、そこに十分注意しながら進めていきたいと考えているところです。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 婚活支援にしても、出生数を上げたいということをまず第一に言っちゃうところが問題で、やっぱりこういうところから多様性が受け入れられない地域だよねと。結婚支援するなら、幸せになってもらいたいというんだったらまだ、知事からおっしゃるんだったら分かりますけれども、こういうところが多様性が受け入れられない地域だというような発信を、空気を生み出してしまっていると僕は指摘をしているんです。その点、今の発言も含めていかがですか。

○知事（一見勝之） 三重県で調査をしますと、18歳から20歳代の8割がいずれ結婚したい、こう言っています。それから、子どもを持ちたいという声もあります。そして、18歳から34歳の男性7割、女性6割は、交際相手がいないということも言っておられます。そういったところで、全国で37の広域自治体がやっておられますマッチング、これを三重県もしっかりとやっていく必要がある。

ただ、何度も申し上げていますがけれども、望まない方にそれを強制するという、これはあってはいけません。それは企業の中でもそういう空気が起こらないように、私どもとしても注意をしながらやっていきたいと考えております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） すみません、ありがとうございました。

関連質問もあるそうですので、誠実にお答えください。答弁、納得していませんので。終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（杉本熊野） 暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

---

午後2時20分開議

開 議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。8番 芳野正英議員。

[8番 芳野正英議員登壇・拍手]

○8番（芳野正英） 皆さん、こんにちは。新政みえ、四日市市選挙区選出の芳野正英でございます。

この三重県議会で一般質問をするのは5年ぶりということでございまして、初めて質問したのがちょうど平成27年の9月30日、私の誕生日だったんですけども、そのときよりも実は今のほうが緊張しておりまして、やっぱりブランクが空くというのは非常にやりにくいもんやなと思っておりますけれども、通告に従いまして質問させていただこうと思っております。

今日の1日目の5人目ということで最後でございますし、質問がかぶっている項目もございまして、そこはそれぞれの意見を闘わせるということでもありますので、私は私の立場で質問させていただこうと思っております。

一つ目のスポーツの推進についてということで、ちょうど本当、先ほどの同期当選をした稲森議員からの質問、なかなかさすがに稲森議員らしい切り口だなと思っておりますが、御指摘いただいた12人のスポーツ協会の会長に就任している県議会議員の1人でございまして、私もですね、三重県ホッケー協会の会長をしております。

確かに、先ほど稲森議員が指摘されたように、この国体の開催というのが、これまでやってきた流れの中で今後も続いていくのかということ、私もそこはそうではないだろうなど、この令和の時代、21世紀の時代に合わせた国体の在り方はあると思います。

初めに冒頭申し上げておきますけど、来年度から佐賀大会から国民スポーツ大会と名のりますけれども、今はまだ日本スポーツ協会のホームページ上は国民体育大会、国体という表記のままになっておりますので、来年度で転換するというところでございますので、混乱を避ける、言い間違いを避けるために、ちょっとこの質問において私は国体と通させていただこうかと思っておりますので、御了承いただきたいと思っておりますけれども、国体の在り方と全国障害者スポーツ大会の在り方が、これまでどおりのやり方でいいとも私も思っておりません。

中央集権的であるやないかというような御指摘もありました。確かに、前回の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催の前に、私もホッケー協会の会長として名張市で開催をするための競技場の設置の部分で、随分じくじたる思いもいたしました。

これ、稲森議員は日本スポーツ協会がそういうふうに中央集権的にやると思っておられるかもしれませんが、どちらかということ、これはそれぞれの競技団体が、やはり競技場の仕様の在り方は大体決めているところ、それを集約しているということもありまして、一概に一つの機関が強権を振るってということはないのかなと思っております。

これは、それぞれのスポーツ協会の団体も、民主的な活動の中で競技の仕様ですとか在り方というのを決めているところもありますので、一部そう感

じるところもあるのかもしれませんが、しかし、ちょうど今、24日からアジア大会も始まって、各競技、柔道なんか金メダルラッシュになっていますし、今、ちょっと緊張して正確な数字を忘れてしまいましたけれども、銅が十何個、15個ぐらいですかね、銀12個、金が5個かな、ぐらいのメダルを取っています。同時にラグビーワールドカップですとか、先日のバスケットボールのワールドカップもそうですけれども、今年はWBCもありましたし、そうした大きな競技大会の開催を通じて、スポーツを通じて希望、夢を与えると、その表現がまたちょっとどうなんやと御指摘をされるとそうかもしれませんが、しかし競技をする側、それを見る側にとってみると、スポーツというもので、それぞれの豊かな人生の中の1ページとしてスポーツの役割というのがあるのかなと思っております。後ほど、またスポーツについて詳しく、まちづくりの面と、それから教育というか、指導の面で少しスポーツについても考えていきたいなと思っておりますけれども、冒頭1発目の質問としましては、先ほど御指摘もありましたけれども、8月1日、三重県スポーツ協会の向井会長が知事の元を訪れて、この国民体育（スポーツ）大会の早期開催に関する要望書というのを提出されました。

その中には、来年度以降も予定どおり開催されれば、三重県だけが2巡目を開催できなかった都道府県となってしまいますと。国民体育大会は県を挙げての取組であり、スポーツ人材の育成や地元スポーツの振興、スポーツ文化の普及などのスポーツの振興に寄与することだけでなく、地域経済の活性化や地域の絆づくりなどの、スポーツの持つ力を最大限に発揮できる極めて重要なイベントでありますとも記載をして、知事にも御要望されております。

それを受けて、NHKの報道を見ていると、知事も、そろそろ新しい決断をしていかなければいけない時期に差ししかかっているのも事実、三重県の名誉を守るようにしっかりと考えていきたいと御答弁されています。ちょっとその2巡目がなかったから名誉を損なうというふうな考えでもないのかなとも思うんですが、しかし、そろそろ新しい決断をとる時期だともおっしゃっておられます。

県内開催は、競技者、そして、それに関わる関係者、指導者にとっても大きなチャンスでありますので、ぜひとも、この2巡目の最後なのか、3巡目の冒頭という時期なのかというのはまた考え方がありますが、今後のこの三重県での国民体育大会、その頃は国民スポーツ大会となっておりますでしょうけれども、この開催時期についての知事の見解をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員におかれましては、スポーツ団体の内輪といえますか、内部のお話も含めて御質問の中にちりばめていただきましてありがとうございました。

私が言うのも変ですけど、稲森議員も決してスポーツの効能、あるいは有用性ということについて否定をされているわけではないのではないかというふうには思います。否定されています。されていないということでございます。

先日、向井三重県スポーツ協会会長から御要望をいただきました。前回、コロナ禍で三重とこわか国体・三重とこわか大会、残念ながら開催できませんでした。また、6年先への延期についても、これも残念ながら断念したわけでございますけれども、2巡目、3巡目、あんまりそんな議論は関係ないのじゃないかということを議員はおっしゃっておられると思います。

やっぱり県内の盛り上がり、そういったものを声を聞きながら、そして、スポーツの振興のためにという思いの中で次期国民スポーツ大会、これをいつ、どんな形で、簡素な形になるんじゃないかとは思いますが、どういった形でやっていくのか、先ほども同僚の稲森議員の御質問にお答えしたとおりでございます。様々な御意見もお伺いしながら形づくっていきたくと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

一般質問の中でこの時期にということは、なかなか言いづらいところもあ

るだろうなと思っておりましたけれども、さはさりながら、先ほど私が申し上げたように、三重県スポーツ協会は3巡目の開催を待つことなくという記載もされておまして、どこかの節目ということで話をされていたんだと思っています。

そういう意味で言うと、知事の方の御答弁をお聞きしていると、2巡、3巡の時期を区別することなくと言ってしまうと、いつまでたってもというふうな感じになってしましまして、競技団体の皆さんからとってちょっともやもやが残るのかなとも思います。

もちろんいつのタイミングということはないかもしれませんが、知事としても、例えば私のこの今期の任期中にとか、ある程度の少しめどというのもいただけないでしょうか。

○知事（一見勝之） 御質問の中で、2巡目、3巡目にこだわるような必要はないと私は受け取ってしまったものですから、今のような答弁になりました。失礼しました。

いつというのは、これから様々な関係者もおられますので、そこを調整しながらということでもありますけれども、向井会長にも申し上げましたけど、三重県だけ2巡目をやっていないというようなことを、我々は言われてもしようがないのかもしれませんが、我々の次の世代ですとか、特にスポーツに携わっておられる方々がそういうふうに言われるのは耐えられやん話でございますので、そんなことがないように頑張っていきたいと思っています。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

なかなか確言をいただけないので難しいところですが、この質問は多分この議会中にほかの議員からもまた質問があると思いますので、それほど、残念ながら食い下がることもできませんし、ちょっと時間もありませんので、問いませんが、今回、この国体の質問をするにいろいろな過去を調べますと、実は、まさに、確かに稲森議員もスポーツ全体を否定している

わけではなくて、今の国体の在り方を考えていけないといけないんだろうなとおっしゃっていました。知事におかれましても、ぜひ全国知事会ですとかいろんな立場のときに、機会を捉えて国体の在り方というのを考えていただければと思っています。

国体は、昭和21年、第1回が開催されましたけど、そのときは近畿地方ということで、2府4県で開催されたということでもあります。もちろん戦後すぐですから、設備も整っていないという中では近畿地方でやったということでもありますし、第8回大会は四国一円、4県共同開催です。

実を言うと、第48回大会は、私はちょうど大学1年生だったんですけど、徳島・香川大会といって共催なんです。実を言いますと、徳島県と香川県は1回も単独開催をしたことがない県なんですね。

以前、高知県も当時の橋本知事が天皇杯・皇后杯を目指さないという発言をされましたけれども、やはり、四国が、たまたま四国ですけれども、この国体の在り方ということを考えますと、そうした勝利至上主義にならないというところも必要になってくると思いますし、市町に多大な負担をかけるような開催というのは、なかなか今後は難しいだろうということもありますので、そういう部分では、コンパクトで、そして今の時代に合った開催ということも考えていけないといけないなと思っています。

ただ、一方で、先ほど御指摘したアジア大会、杭州大会、今やっていますけれども、次回、3年後は愛知県、名古屋市共催でやるということで、実は今日、このバッジ、（現物を示す）ちょっと小さ過ぎて見えませんが、そのアジア大会のバッジでございます。

実は、このアジア大会推進のための議員連盟というのも確かにあります。政治とスポーツの関係とまた言われるかもしれませんが、国会議員の推進議員連盟がありまして、これ実は三重県の国会議員、岐阜県の国会議員、静岡県議の国会議員って東海4県の議員が入っていますが、残念ながら県議会等との連絡は密ではありませんし、今回、実はアジア大会、せっかく名古屋市でやる、愛知県でやるので、三重県何か絡めませんかみたいな質問したかった

んですけど、当局でもお話をさせていただいたんですが、なかなか愛知県、名古屋市から要請がないということで、三重県としても動けない。東京でも開催するとおっしゃっていましたが、実はホッケーなんかは岐阜県は全国一のホッケー場ですから、岐阜でこのアジア大会をやりますし、静岡でもアジア大会の会場があって、実は三重県だけ東海4県においては競技場がないというちょっと寂しい状況であります。

これはひとえに、なかなか三重県でプロスポーツを呼べるような施設というのがないということもあって、今後、国際大会の招致ですとか、いろんな合宿観光といって、スポーツを基にしていろんな競技団体に合宿に来てもらうような観光とか、これもいずれまた質問したいんですけど、そういう波及効果もありますので、国体開催を機にそうした今後の三重県のスポーツの発展に寄与できるような取組にぜひ挑戦してほしいとも思っておりますので、また開催については全国知事会等々で御要望いただければと思っております。

スポーツについて二つ目の項目に移らせていただきたいんですけど、その国体開催の部分の中で私が一番重視をしているのは、国体を開催したことによって人や地域が元気になるということが、一番大事なんだと思っております。

これ、今月の県政だより みえですね、（現物を示す）県政だより みえの用紙でございます。これ、9月はスポーツがテーマということで、9月、10月、みえのスポーツ推進月間ということで案内していただいております。

ここにも書いていただいておりますけど、「スポーツを通じて『人』『地域』を結ぶみえ」と書いております。まさにこれが私たちが見通していくこれからの三重県の在り方なのかなとも思っておりますし、今年3月に策定されたこの第3次三重県スポーツ推進計画にも、このことは明記されています。

その中で、では、このスポーツを通じてどういう地域づくりをしていくのかということを少し議論したいなと思っております。

これは、引退されました館直人議員が2年前の6月9日に質問しております。ちょうど国体が開催されるだろうという直前に質問されていますけれど

も、今回、国体は開催されませんでした。その後の国体のレガシーを継承するという観点でも、各市町や競技団体が積極的にこの三重県の地域づくりに関わる、そんな仕組みが不可欠だと思っております。この取組が、前回のこの県議会で一般質問から2年たっておりますけれども、どのように進んでいるのかをお聞かせいただきたいと思います。

〔山川晴久地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（山川晴久） お答えいたします。

国体・大会の開催に向けた取組を通じまして、県や市町において、新たな施設整備や大規模な改修が行われました。また、選手、指導者や競技役員などの人材が育成されました。こうした各地域に残されたレガシーを活用し、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりの取組が進められています。

例えば、名張市においては、「ホッケーのまち なばり」を掲げ、国体に向けて整備したはなの里スタジアムや、国体に向けて育成された競技役員などの人材を活用したホッケーの振興により、まちづくりに注力しています。

また、鳥羽市においては、市出身の山田優選手の東京オリンピックでの金メダル獲得や、国体に向けてつくり上げたレガシーを利用したフェンシング大会の創設、中学校の部活動立ち上げなど、フェンシングの普及に向けた取組を実施しています。

さらに、四日市市においては、国体に向けて総合体育館やテニスセンターなどの高規格なスポーツ施設が整備されました。これらを活用し、国体に向けて育成された人材やボランティアの方々にも参画いただき、テニスの国際大会や柔道の全国大会などの大規模大会の誘致、開催を積極的に進めることにより、スポーツを通じた活気あるまちづくりを推進しています。

県としましては、令和4年度に創設したレガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金により、こういった市町や競技団体の取組を支援しているところです。

今後も引き続き、市町や関係団体等と連携し、レガシー補助金の活用などによりスポーツを通じたまちづくりを促進し、地域の活性化につなげていき

たいと考えています。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

すみません、ホッケーの御紹介もいただきまして、ありがとうございます。これ、2年前の答弁ではこの名張市のホッケーだけを紹介していただいていたんですけど、それから2年たって、鳥羽市ですとか四日市市のことも触れていただきました。ただ、まだまだやはり少ないなというふうな思いを持っております。

今回、開催できなかった後も、レガシーを継承するためにいろんな代替大会の補助金をつけていただきまして、各市町でそれを行われていたと思いますので、そういう意味では、もっともっといろんな県内の市町から、こういう競技がということが起こっていただけるといいのかなと思います。

四日市市も、非常にアジア大会で活躍を期待されている藤波朱里選手が出身でもありますし、今は志土地選手ですけれども向田選手、とか非常に有望な選手が出てきていて、私の周りでもレスリングを子どもに習わせているという方が、結構四日市市内にも増えてきている。そういう意味では、レスリングのまち四日市、テニスのまち四日市になってきているのかなと思います。いろんなところでそうした我が町は何々の競技の町なんだという、市民、町民が誰でも口にできるようなまちづくりを、ぜひ共に進めていただければかなと思っています。

名張市は、実は名張市民の皆さんもあんまり名張市民ホッケー場があるというのを知らないという方も多いので、私も頑張っていかなあかんとは思っているんですけども、こうした学童期から地域でその競技が盛んであるというためには指導者がいることが必要でもあります。

しかし、指導者についてですけれども、日本の場合はどうしてもまだスボ根の思い、これがまだやっぱり日本のスポーツ界には引きずっているところもあるのかなとも思っております。

その点で、三つ目、皆さんにはなじみないかもしれませんが、スポーツ・

インテグリティという概念があります。

これ、もともとカナダの団体がこのスポーツ・インテグリティという名称を今普及させていますけれども、インテグリティというのは健全性とか、それから、高潔性という意味でありますけれども、やはりスポーツに携わる人たちはそうした健全性、高潔性を持っていなければならないというような概念であります。特にこれは平成30年に日本大学のアメリカンフットボール部の乱暴なタックル事件がありまして、スポーツ庁がこのスポーツ・インテグリティを確保するような取組を、各競技団体、大学や高校、スポーツ少年団、そういったところは、スポーツにおけるそうした不法な違法な行為であるとか、もしくは今、同じ大学が、部員が大麻を吸っていたとかというのはありますけれども、こういう不祥事がないように、さらにはいじめや虐待といったことがスポーツの現場にないようにということを呼びかけています。

スポーツ・インテグリティだけではなくて、ちょっとこのフリップを御覧いただければと思っているんですけど、（パネルを示す）スポーツ庁はスポーツ・インテグリティと言っていますけど、日本スポーツ協会はBAHD防止と言っております。

BAHD防止に関するワーキンググループをつくって、今、特にスポーツ少年団ですとか、いわゆる地域スポーツの場面でこういうことがないようにしようということで、B u l l y i n g、いじめ、A b u s e、虐待、H a r a s s m e n t、嫌がらせ、D i s c r i m i n a t i o n、差別ですね、この四つをなくしていこうという、今までみたいな愛のむち、鉄拳制裁は一切不要だというスポーツの姿を出していこうというところであります。

いじめであれば、同じようなチームメイトからの身体的、精神的、社会的ないじめがあるのではないかと。虐待においては、身体的な虐待、これが一番多いと思いますけれども、殴る、蹴る、かむ、突き飛ばす、たたく、揺さぶるとか、平手打ちをする、こういったこととか、必要な水分、食べ物、睡眠を取ることを禁止する、選手の能力を超えた練習を強要するというのも身体的虐待に当たると言われています。

または、性的虐待ですね。選手と性的関係を持ったり、不適切な性的接触を行うようなことがないように、または心理的な虐待、さらにはネグレクトですね、不適切な部員間同士のいじめがあっても見て見ぬふりをしない、見て見ぬふりをするというネグレクト、こういう虐待をしない。さらには身体的、性的、心理的なハラスメント、嫌がらせをしない。さらには、差別の問題であれば、性別、人種、宗教、障がい者やLGBTQ、そして、能力による差別をこのスポーツの場から廃絶していくと、こういうふうな形で今取組がされています。

このスポーツ・インテグリティの確保に向けた三重県の取組について、お聞かせをください。

〔山川晴久地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（山川晴久） お答えいたします。

近年、学校での体罰や職場でのハラスメント防止、法令遵守など、安全、公平、公正に対する社会的要請は大きくなっています。

競技スポーツにおいても、安全性、公平性、公正性を保つための、スポーツ・インテグリティの確保が求められています。スポーツ・インテグリティの確保は、アスリートが安心して競技に取り組み、実力どおりのパフォーマンスを発揮する上で重要です。

これを踏まえ、第3次三重県スポーツ推進計画においては、選手の可能性を引き出す優れた指導者の養成・資質向上の取組の一つとして位置づけています。

具体的な取組としましては、コーチアカデミーセンター事業における指導者養成講座、コーチング論の中で、例えば、選手との相互理解を深めるためのコミュニケーションスキルを習得する内容を組み込んでいるほか、競技団体との会議において、指導中のハラスメントの防止や適正な事務処理の在り方に関する注意喚起を図っています。

また、選手のパフォーマンスを効果的に引き出すためには、科学的根拠に基づく指導が重要であると考えており、先ほど申し上げたコーチアカデミー

センター事業の養成講座、医・科学サポートの中で、指導者は医・科学に基づく最新情報を取り入れた指導法を学んでいます。

なお、日本スポーツ協会においては、指導者資格を取得するための講習会でスポーツ・インテグリティの講義を実施しており、ハラスメント等に関する全国統一の相談窓口も設置しているところです。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

もう一度、これを出しますけれども、（パネルを示す）最後に御答弁をいただいたハラスメントに対する相談窓口というのもありますけど、それ、全国一律とおっしゃったように、日本スポーツ協会の中にはこうした暴力行為等の相談窓口があるんですが、岩手県は、スポーツ推進計画の中に、県のスポーツ協会の中に選手、保護者等からの相談窓口を設置しております。

私も、何でこの質問をしようかなと思ったかという、私の友人のお子さんがある競技団体のところでやっていたんですけども、指導者の方からやはり強い口調で指導されるということもあって辞めてしまう、そのときにどこに相談していいか分からんというような声をいただきました。

一応、ここの日本スポーツ協会の相談窓口は紹介しましたが、ちょっとピントが合わないんですね。日本スポーツ協会から三重県のある競技団体の指導者に本当に指導がいくのかというとなかなかいかないですから、そういう意味では、ぜひ県内でもそうした相談を受けられる窓口、これを三重県のほうでスポーツ協会とも相談しながら設置をしていただいて、そうしたBAHD防止、そして、スポーツ・インテグリティの確保に向けて取り組んでいただきたいと思います。要望させていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これも、午前中に山崎議員が質問された大矢知・平津事案の問題、これについて少し議論させていただきたいと思っております。

詳細は、この事案の概要などは山崎議員からもお話がありましたので、私からは、午前中議論も出ました4者協議の内容を、これ基本合意書というの

も（現物を示す）コピーですけど持っております、平成22年12月24日に四日市市の大矢知地区連合と八郷地区連合と三重県、そして、立会人として四日市市の4者が協定を結びました。

その中には「当該事案に係る跡地利活用方法について関係者も含めて十分に協議していくこととする」と書いていただいておりますが、先ほどの午前中の山崎議員の質問にもありましたように、この対策工事が今年の3月に終わりましたが、その間に跡地利活用の協議というのが進んでおりませんでした。

これ、当局の皆さんの御説明では、まずは対策工事をきっちりやるんだということ、そのために少し協議がなかったとお聞きしておりますけれども、対策工事も終わりました。

先ほど局長の答弁の中でも、今回のこの事案は県が土地を所有していくわけではない、行政代執行する場合も所有者の合意を得てやってきたと、今後も所有者の意向があるので、協議に関してはこれからやっていきますということでありましたけれども、実はこの協定書の中で抜けているのは所有者なんですね。連合自治会、もちろん地域は地域ですけれども、地域の自治会を通じて所有者の方々に話が行くという意味では、本来、この事案の直接の関係者である所有者が少し今置き去りにされているのではないかという思いがありますが、この点について、この跡地活用の協議については、私は今年度中にもぜひとも協議会を立ち上げて、地元自治会、そして、所有者も入れた跡地活用の協議を早急に進めるべきだと思っておりますけれども、当局のお考えをお聞かせください。

〔柘屋典子環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） それでは、大矢知・平津事案の跡地利用、協議の進め方について御答弁申し上げたいと思います。

四日市市大矢知・平津事案につきましては、平成20年10月から、地元代表者、学識経験者、県で構成する3者協議を開始しまして、平成23年3月から四日市市も参画する4者協議として、関係者間で相互理解を促進させるた

めに、昨年12月までに25回にわたり協議を重ねてきております。

現状なんですが、この事案地の跡地利用につきましては、午前中もお答えしたとおり、土地利用が制限されていること、それから、土地所有権の様々な問題、課題がございますが、平成23年11月に地元の両連合自治会と締結した実施協定に基づきまして、跡地利用についても協議していくということとしてございます。

県としましては、4者協議が地元代表者の皆様と本事案の様々な課題を解決するための対話の場として、これまでも有効に機能してきているということから、リスクコミュニケーションや跡地利用の協議をする上で大変重要かつ必要な枠組みだと考えております。

そこで、この4者協議の場などを活用しまして、今年度、関係者の皆様と跡地利用に関する課題の共有ですとか、検討の進め方などの意見交換をする時間を設けまして、それらの議論がしっかりと進みますよう今後調整を進めてまいりたいと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

今年度中に4者協議の場であるということでもありますけれども、先ほど御答弁の中で関係者を入れてとおっしゃっていました。その関係者というのには、先ほど私が御指摘した土地の所有者というのは入ってくるのでしょうか。

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） その関係者の中に土地の所有者も含めて進めるべきかどうかも含めて検討していければと思っておりますが、そういうことでございます。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 所有者ですから検討せんでも入るでしょう、それは。これ、この質問も、私はこの八郷の、まさに八郷地区にお住まいの、この土地の所有者の方の御相談もいただく上で、質問させていただきましたが、想像していただければと思いますけれども、二十数年にわたって固定資産税を払い続けているんですよ。しかも、その土地の利用を制限されているとおっ

しゃっていましたけど、そこに検討せなあかんというのはどうなんですか。もう一度御答弁ください。ぱしっと言い切ってください、所有者は入りますと。

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） 関係者の中には土地の所有者というのも一番大事な関係者だと思っておりますので。ただ、その呼び方も全員を呼べるかどうかということもございますので、その進め方についてまた協議してまいりたいと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

ちょっと強い言い方をして申し訳ありませんでしたけれども、確かにそうなんです。これ所有者と言っても、登記上の名前も大分前の方もおられますし、複数関わっております。さらに、山崎議員が御指摘したように、白地とって所有が不明確なところもありますので、そういう意味では全ての所有者が一堂に会するというつもりも私ありませんし、そこは、例えば所有者の中の代表者を決めるとか、そういう取組はあると思いますけれども、ぜひここは所有者も入れて、地域の方も入って、ぜひとも跡地の活用を議論していただきたいと思っています。

本来であれば、これは対策工事と別でやり続けておくべきだったと思うんですね。実は青森県と岩手県の県境にも同様の産業廃棄物の不法処理事案というのがありまして、これ実はここも10年以上、跡地利活用を議論しているんですわ、まだ、いまだに。対策工事は、ここ、もう終わりました。でも、ここ青森県は田子町というところと岩手県の二戸市なんですけれども、青森県は地域の住民と一緒にあって対策工事中も跡地の活用については議論を続けていました。結論は出ていません。そこはちょっと山なので、そのまま現有林というか、元の林に戻そうという思いもあって、どう活用するかというのは多分出てきてないのかなと思います。ここは周辺にも大きな工場が幾つもあって、例えばその工場の従業員の駐車場に使うとか、その土地の改変を伴わない跡地の活用というのが十分にできるのかなとも思っております。

ちなみに青森県は、この県内の教育機関等に対しては、この不法投棄の現場を現場視察したりですとか、県職員による出前講座を実施するようなこともしておりますので、ぜひ、もちろん跡地を利活用してかなあかんですけれども、環境教育という点でも、実はまだまだ三重県がこの対策工事が終わった後も、大矢知・平津事案については関わっていけるところはあるんだなと思っておりますので、引き続きこの取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

ちょっと早口になってしまっていますので、落ち着いていきたいと思えますけれども、緊張はほぐれました。ありがとうございます。

難病支援についてということで、これは新政みえが三重難病連の皆さんとこの8月に団体懇談会をしたときに、御要望いただいたところを中心に質問させていただこうと思っています。

赤ちゃんが生まれたときに、先天性の代謝異常等の病気があるかどうか保護者の同意を得て調べるのが、この新生児マススクリーニング検査であります。

健康そうに見える赤ちゃんでも、その心身の発達に必要な酵素が生まれつき欠けていたり、ホルモン合成の異常が原因で身体障がいとか発達の遅れ、発育の遅れが生じたりする、ときには命の危険にさらされる場合もありますので、重要な検査でありまして、1977年から行われて、45年以上かけて3000万人以上の新生児が受けました。私の子どもも受けました。妻に確認したら受けたと言うていましたので、1万人以上の障がいの発症予防に貢献してきたとも言われています。

これ、大体生後4日から6日の赤ちゃんのかかとかから血液を採取して、専門機関で検査するんですけど、国は、20疾患の検査を全額公費で行っておりますが、研究が進んで幾つか、20疾患以上の追加検査も行われるようになってまいりまして、その中でも熊本県が国と一緒にずっと研究してきたんですけれども、その研究している間はその追加費用も持ってくれていたら

しいんですが、残念ながら国の研究費用がなくなった。それで、熊本県の赤ちゃんを持つ保護者は負担増になるということで、ではということで、熊本県は、2022年4月から半額を助成するというので、二つの疾患についての半額助成をしたのが全国の最初と聞いております。

そして、今年の7月からお隣の佐賀県では、（パネルを示す）この新生児マススクリーニング検査、無料で始めましたということで、この従来あった20種の疾患にプラスして、県が負担いたします脊髄性筋萎縮症と重症複合免疫不全症という二つの検査は無償で行うと。もう一つのライソゾーム病というところの追加検査はこのままちょっと有償でということでありましてけれども、公費の負担を実施しております。こういう、（パネルを示す）それぞれ二つの検査ですね。

これ、三重県も、ぜひともこうした他県の動きに続いて、無料で検査できる範囲の拡大を検討できないでしょうか、お聞かせください。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（中村徳久）** 新生児マススクリーニング検査の拡大について県はどのように考えているかについて、お答えします。

県では、生後間もない赤ちゃんの先天性の病気を早期に発見するために無料の血液検査、議員から紹介もありました、新生児マススクリーニング検査を実施しております。

この検査なんですけど、現在、20疾患の検査を対象にしております、県内ですと、令和3年ですけど、1年間で約1万1000人の赤ちゃんが生まれるんですけど、ほぼ全員、ほとんどの赤ちゃん、この検査を受けていただいております、そのうち10人から20人ほどの病気の早期発見、早期治療につながっています。

これは、早く見つけることで早く治療につながることで、病気の発症を防いだり、発育の遅れを最小限に抑えることができると言われております。

一方で、医療技術の進歩に伴いまして、従来の20疾患以外の希少難治性の疾患についても発見することができる拡大マススクリーニング検査が、全国

的に広がりつつあります。

本県におきましては、三重大学医学部附属病院が中心となりまして、本年、令和5年2月からスタートなんですけど、現在は県内の分娩を行うほぼ全ての医療機関で、原発性免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など4疾患の検査が、有料ではありますが受けられるようになっております。

県では、新たに始まった拡大マスキング検査が円滑に実施され、より多くの赤ちゃんが検査を受けられるようしっかり周知を図るとともに、これからどんな支援ができるか、他県の状況も踏まえながら検討していきたいと思っております。

また、生まれ育った地域にかかわらず等しくサービスを受けられるよう、全国知事会を通じて国に公費負担の拡大を要望しているところであり、今後も様々な機会を捉えまして、県としても国のほうへしっかり働きかけていきたいと思っております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

ぜひとも、確かにこれはもう本当に費用がかかる話ですので、どここのところに注力するかということもあります。そういう意味では、早期というのはなかなか難しいかもしれませんが、御検討いただきたいのと、知事におかれては、ここもまた全国知事会等々で無料検査といいますか、この公費負担ですね、国の負担での検査の拡大というところをまた御要望いただきたいと思っております。

同じく、その難病連の皆さんからもう一つ、小児慢性特定疾病、今度は小児がん等でもうまさに子どもたちの特定疾病が見つかったという場合に、これから治療していくという中で、重症化している場合で治療期間が長くなる場合は医療費が高額となってしまいますので、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分の補助をする制度があります。

申請すると、大体その申請前の1年間の間で5万円を超える医療費の月が6回以上ある場合、なおかつ重症度、この判定が実はなかなか難しいんです

けれども、重症と判定された場合は医療費負担を受けられるんですが、そのための検査、チェックですね、この重症度の認定についてなんですが、この重症患者の認定申告書というのを私も見せていただくと、上肢、上半身で両上肢の機能に著しい障がい有する者ですとか、下肢の場合、下半身ですね、両下肢の機能に著しい障がい有する者という、この認定の基準というのが非常に曖昧といいますか、なかなか判断しづらいような状況になっております。特にお子さんの場合はそのときそのときで結構元気なときもあったりして、本当は体調が悪いときは重症なんだけど、今日は機嫌がいいとかそういうのもあって、なかなか重症の判定がされないという場合もあります。

本来、指定されるべきこの小児の特定疾病患者が認定されない場合が起こることもあるので、特に子どもの診断に当たっては、一時の様子から判断せずに、複数回からの判断をお願いしたいと思っていますんですが、今のこの認定の現状と、そうした複合的というか、複数回、時間軸で見ていただくような認定ができないかということの県のお考えをお聞かせください。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（小倉康彦）** 小児慢性特定疾病医療費助成の認定に当たりましては、適正な支給認定を行うため、県内の医療機関の小児科医師で構成する審査会を設置しています。審査会において、主治医が記載した診断書等に基づき、症状の程度が認定基準を満たしているか審査を行い、その意見を踏まえ、県において認定あるいは不認定の判断を行っています。

明らかに認定基準を満たしていない場合以外は保留として、主治医に追加資料の提出をお願いするなど、一時の様子にとどまらず、総合的な審査となるように努めているところです。

参考までに、令和4年度の新規申請256件のうち、初回審査での認定は217件、不認定は9件、保留が30件ありました。このうち保留とした案件については、追加資料等に基づき丁寧な審査を重ねまして、30件のうち26件を認定し、最終的には、全申請の95%に当たる243件を認定しているところです。

不認定と判断した場合であっても、通知を行う前にあらかじめ保護者に対

して理由を説明することで、理解を得られるように努めているところです。

なお、不認定の決定後であっても、基準を満たすこととなった時点で再度申請をいただければ、同様の審査を経た上で認定の決定を行うこととなります。

小児慢性特定疾病の患者は病状が日々変化することから、引き続き、患者一人ひとりの疾病の状態を丁寧に判断し、適切に医療費助成を行うことで、患者とその家族の支援に取り組んでまいります。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

95%の子どもたちが、そういった認定を得ているという数字も示していただきました。ありがとうございます。

おっしゃるように、これ私、何で疑問を持ったかという、次の障がいの質問にも近いところがありまして、なかなかその認定、これ介護認定もそうですけど、やっぱり認定のところって難しいんですね。

そういう意味では、そうした複数回、もしくは不認定であっても疾病は疾病で続いていますので、また、それが症状が悪くなったときにしっかりと認定できるような仕組みがあるということで安心をいたしました。今後ともそういった部分では、小児特定疾病の治療の改善に向けて取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

それでは最後の質問、やはりちょっと時間が足りなくなってきました。本当は一番ここをやりたかったんです。

グリーゾーンの支援についてということで、残りもう少しになってしまいましたけれども、質問させていただきたいと思います。

グリーゾーン支援という何ぞやという方もおられるかもしれませんが、発達障がいにおけるグリーゾーン支援、または、知的障がいにおけるグリーゾーン支援ということで、いずれも療育手帳や精神障がい者の保健福祉手帳の交付がなされないけれども、その障がいがある程度傾向が見られるという方々のことをグリーゾーンと言っております。

これちょっと県議会図書室で借りてきましたけど、（現物を示す）『グレーゾーンの歩き方』とか、今最近、結構こういうグレーゾーン関係のどういう傾向があるかとかというのを示した本というのは大分出てきていますが、まだまだなかなか認知が、このグレーゾーンという名前の知名度が上がってきていないんですが、でもちょっと私はこのグレーゾーンという名前に違和感とか覚えていまして、グレーゾーンってことは何や、障がいはブラックなんかとか思ってしまうので、もっと違う名前はないのかなとは思っています。パラダイスゾーンとか、何かいろんなゾーンの名前をつけるのもいいんじゃないかなと思っていますけれども、こういう書籍が出てきたりとかして社会的にも認知が広がっているので、今回この質問でもグレーゾーンという名前で質問させていただこうと思っておりますけれども、今、三重県は、先ほども話がありましたような、ひきこもり支援は全国的にも先進的に取り組んでいただいているということで、これ杉本副議長がいつも私に言うんですけど、ひきこもり支援はあんたの宿題やったやつを私がやっておんのやからなといつも言っていますけど、超党派で県議会のほうでもひきこもり支援に取り組んでいただいていた結果かなと思っています。こうしたひきこもりですとか不登校、先ほどの質問もありました、または、いじめといった問題事象の原因を探っていくと、やはり対象となる人、児童がグレーゾーンであるからこそこうしたことが起こるといふことがあるんだろうなと、私もいろんな携わっていく中で感じております。

例えば、若者サポートステーションという、仕事に就けない若者たちの支援をしている団体ともお話をさせていただき、実際、そこで利用されている方も話をしていますけれども、60回就職試験を受けたけれどもなかなか就職ができない、もしくは就職をしても、仕事のやり方で、これできるだけ早くやっておいてということの言葉の意味が分からないとか、なるはやでお願いねとか、なるべく早くお願いねって言われても、順番を決めてもらわないと仕事のやり方の順序が自分の頭で考えられないとか、そういうマルチタスクを処理できなかつたがゆえにやっぱり仕事を辞めざるを得なかつたり、も

しくはその職場の中でもあいつ変わっておるなということで、いじめですとかに遭ってしまうということがやはり起こってきています。

そうした中で、例えば手帳を持っていれば、就労移行支援とか継続支援という形で多くの支援を受けられるんですが、なかなかその手帳がない場合はこうした支援というのが取り残されてきております。

これ、私は最大の問題だと思っております、この4年間かけてこのグレーゾーン支援をしっかりとやっていきたいなと思っておりますので、この議場の皆さんと共々にこれを一緒に取り組みませんかという意味での今回の質問でございました。

本当はもっと取り上げたい議題があるんですけども、今日は1点に絞って質問させていただきたいと思っています。

配付資料もつけさせていただいたんですが、（パネルを示す）実は特別支援教育の中で三重県の教育委員会というのは、先進的にパーソナルファイルといって、特別支援教育を受けている子どもたちの障がいの特性を、保護者ですとか先生とか、もう少し高校生ぐらいになってくるとひょっとすると本人が書くこともあるかもしれませんが、こうした好きなこととか苦手なこととかコミュニケーションの様子なんかを、その子その人の特性をここに書き込んでいくと。しかも、就学前から小学校、中学校、高校、もしくは大学みたいなところ、専門学校、そういうところまで継続してつないでいくということをしていますけれども、ここは就労の部分、働いている、成人になった後もこうしたパーソナルファイルを引き継いでいきませんかというのが今日の質問でございます。

実際、高校の就職はやはり先生が入ってきます。もちろんこれパーソナルファイルですから、非常に個人的なパーソナルな情報です。ですから、誰に対しても交付していいわけではありませんし、本人や保護者の同意がなければ、そういう就職の機会にその子の特性を公表するというのはなかなか難しいですが、もしそういう同意が得られる場合であれば、就職の場面で、もしくは就職後も人事部の方のみに管理してもらおうとかというような形で、こう

したパーソナルファイルを働いた後も引き継いでいただくことで、職場の中でその人の特性の理解につながるのではないかなと思っています。この点について、今、県教育委員会の方針をお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、パーソナルファイルの活用について御答弁申し上げます。

パーソナルファイルは、支援を必要とする児童生徒、保護者が、必要な支援情報を記入して作成するファイルです。学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報をとじ込んでいくことによって作成していきます。本人、保護者が、学校、進路先、関係機関等と情報を共有するために活用しています。

県教育委員会では、平成24年度にパーソナルファイルの書式を作成しまして、市町教育委員会と協力して活用を働きかけてきた結果、現在では1万人を超える児童生徒がパーソナルファイルを所有しています。

高等学校では、こうした支援の必要な生徒に対しまして、入学後の早い段階からパーソナルファイルや、あるいは中学校からの引継ぎ情報を活用しまして、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、発達障がい支援員などの協力を得ながら面談などを行いまして、本人、保護者との信頼関係を構築しています。

中でも、就職を希望する生徒には、働くことへの自信を持つことができるように自分の特性の理解を勧めたり、コミュニケーション能力を向上させるソーシャルスキルトレーニングを行ったり、また、企業での就労体験の機会を提供したり、そうした様々な支援を行っています。

また、本人、保護者の意向を丁寧に聞き取った上で、必要があれば障がい者就労も視野に入れて進路を考えるように提案していますし、また、一般就労の場合には、企業に対しまして、生徒の特性を理解した上での配慮を求めるなど、個々の生徒に応じた就労の実現に向けて取り組んでいるところです。

今後ですけれども、就学前などのできるだけ早い時期からパーソナルファ

イルが作成されるように、パーソナルファイルのメリットを保護者等に伝えることがまず重要だと思っています。

それから、就労の支援に一層活用されるように、高等学校にパーソナルファイルの活用方法等を周知してまいります。また、本人、保護者の意向を尊重しながら、パーソナルファイルが就職先の企業へも引き継がれるよう、働きかけを行っていきたいと思っております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

1点、ちょっと確認なんですけど、このパーソナルファイルは、当然、手帳がない、いわゆる先ほども申し上げたグレイゾーンの児童生徒であってもこの記載をしてもらっているという認識でよかったですか。

○教育長（福永和伸） 支援を必要とする児童生徒が作るということにしておりますので、そういう手帳の有無とか関係なく、実態で判断するという事です。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

まさに、そうしたグレイゾーンと思われる人たちへの就職のときのツールなるのかなと思っています。

ただ、障がい者というか、このグレイゾーンの就職においては、オープン就職とクローズ就職といまして、自分の障がい特性を公開して、私はこういう特性を持っていますとして就職活動するのがオープン就職であります。でも、中には、やはり自分の障がいの特性というのは、自分が気づいていない場合もありますし、なかなかそれを公表するには勇気が要るという方は、そこはクローズ就職といって自分の特性を隠しながらやっていますので、そういうところではなかなかこの活用はできないのかなと思っていますけれども、それでも、やはり高校生とかの就職においては先生のサポートが入りますので、本来の立場であればなるべくオープン就職のほうが長期間、やはり就職期間が続くというデータもあります。やはり本人、家族だけではなくて、

就職先の人たちもその特性を理解して、そこをうまくサポートして働く場をつくっていくという意味では、オープン就職を進めていくという意味でもこの活用をすべきではないのかなと思っていますので、前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

ちなみに山口県は、また他県の御紹介で申し訳ないですけども、（現物を示す）青年期成人期ファイルというファイルをつくってしまして、もっと詳細に自分の余暇の過ごし方とか、社会生活、お金の管理が1人でできるのか、見守り、声かけをしてほしいのかとか、買物も1人でできるのか、見守り、声かけがほしいのか、手伝ってほしいのかとか、あらゆる細かい自分の情報を掲示したファイルなんかの作成も県のホームページで公開して、作成することも公表しておりますので、ぜひとも、こちらは雇用経済部のほうになってくると思いますけれども、こうしたことも御検討いただくような、雇用経済部なのかな、子ども・福祉部かもしれませんけれども、ぜひともこういったところの取組にもお力を入れていただきたいなと思っております。

グレーゾーン支援はまた来年というか、次回の一般質問でも引き続き継続してやっていきたいなと思っています。

本当に今日は県民の皆さんの声をしっかりと政策に届けていけるように、ますます頑張ってください。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

稲森稔尚議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

通告に基づき、関連質問をいたします。

先日の知事提案説明の中で、人口減少対策の分析の中に、若い女性とか県外流出が顕著だとか、三重県のにぎわいの創出を、などの言葉がありました。

若い世代の困難さについては6月定例会議の一般質問でも触れましたが、本当に国民の経済的状況や子育ての環境、介護や医療の現状、また、気候危

機に対して日本の取組は全く後進国ですし、多くの若者が今の自公政権では全く未来が見えない状況となっています。

そして、皆さん、この議場の年齢や性別の構成を見ても明らかのように、政治において、これから妊娠、出産をする可能性のある当事者はどれぐらいいますか。当事者がいない中で、自己決定権や個人の価値観を無視して、結婚支援に税金を投入し続けるのはやめるべきではないでしょうか。結婚支援はしなくてもいいという県民もいる中で、行政からの結婚ハラスメントでもあると私は言えると思います。

先日、私が経験したこと、身内にこう言われました。子どもを持つことで分かることもあるし、いつかは考えたほうがいいんじゃないと言われました。何も返せなかったんですけど、そうしたらその夜、私、誤って妊娠してしまう夢を見てうなされて目が覚めました。

そもそも人口が減って社会の機能維持に問題があるなら、社会の機能を調整して解決するのが政治の仕事なんじゃないでしょうか。それを、人間が増えたら解決のように発信するのはおかしいと思います。

以上を踏まえ、まずここで知事の考えを伺いたいと思います。

日本の家父長制を形づくる明治時代から続く家制度こそ、日本のジェンダー平等が遅々として進まない原因です。家制度を再生産する男女のみの結婚支援を継続していくことは、人口減少対策、五つの柱で最も重要と述べられたジェンダーギャップの解消とは真逆の方向ではないでしょうか。海外の御経験も豊富な知事がお気づきでないわけがないと思いますが、知事、お聞かせください。

そして、続けて、子ども・福祉部に伺います。

平成26年度以降、結婚支援に関する予算の推移、少子化あるいは人口減少対策の取組としてあると思いますが、成婚数、結婚したカップルの数と出生数を伺います。数字だけで結構ですので、知事の答弁の後に続けてお答えいただけますでしょうか。

○知事（一見勝之） 人口減少が進んでいく中で、社会の姿を変えていくのは

これ、重要だというのは、先ほど御同僚の長田議員のリニア中央新幹線の御質問の中で申し上げたとおりでございます。それは、我々不断の努力をしてやっていかないと申します。

また、同時に、個人の価値観というのを守っていかなくちゃいけないのも当然の話であります。中には、心無い質問されたりする人もいるかもしれません。それに対しては、そんな質問したらいかんのやということを強く言っていく、それがとても大事なことであると思います。自分1人で言えないときには周りの人もそれを助ける、そういう三重県をつくっていくのが大事であると思います。

ジェンダーギャップの解消と、それから、希望する人に結婚のマッチングをするというのは、これは別の話ではないかなと私は考えております。

先ほども申し上げましたが、令和4年度の県民1万人アンケート、三重県のアンケートの中で、いずれ結婚したいというのを18歳から20歳代の人、8割がそうおっしゃっているんですよ。ただ、残念ながら結婚できないという実態もあります。

例えば未婚率で申し上げますと、1980年、三重県の未婚率は、50歳の未婚率ですが、未婚割合、男性は1.9%、女性が3.8%でした。それが、2020年は男性25%、女性13%が未婚であります。結婚したいという希望を持っていても結婚できないというのが、今の現状であります。それで、35ないし37の道府県が行政としてマッチングをやっているということでございます。

西日本新聞社が調査したアンケートによりますと、自治体が関与する婚活が必要と、これアンケートですけどね、マスコミしてくれたアンケートですが、回答した人が6割、婚活が必要といった人が6割、それから、広島県が実施した調査では、行政が実施する結婚支援は安心感がある、都市部に限らず県内各地で開催されているイメージがあるという回答もありまして、行政が出会い支援に取り組むニーズはあるのではないかと考えています。

また、この7月の知事会でも、茨城県、マッチング、かなり成果を上げているという話が全国の知事の前で話をされておまして、2022年、茨城県は

令和3年の4月からマッチング、実はA Iを導入しています。A I がいいかどうかという議論はありますが、2022年にお見合いの件数は3075組、そして交際を開始した件数が1319組ということでございました。

結婚したいと希望を持っている人に対して、望みを持っている人に対して対応していくというのは、行政の姿の一つのやり方だと思います。ただし、結婚を希望しない人、そういう人の思いにも寄り添っていく必要があると思いますので、それは先ほど稲森議員の御質問に答えたとおりでございますが、不安感とか不快感を感じることがないように対応していく必要があろうと思っております。

**○子ども・福祉部長（中村徳久）** それでは、私のほうから、出逢いサポートセンターの運営費の推移ですけど、平成26年に開設した年が約720万円、それ以降、600万円台から800万円台まで多少動きはあるんですけど、大体その辺りで推移しております。

今年度につきましては、新たに1対1のマッチングをするための縁むすびサポーターの養成で約1000万円、また、北勢、中勢・伊賀、伊勢志摩・東紀州、県内3地域で1000人のコンシェルジュを置く経費として約1000万円弱ということで、トータルで今年度は3000万円弱の予算を計上しています。

まず、この出逢いサポートセンターの成果なんですけど、まず一つ、出逢いサポートセンターが紹介するイベントでカップルになった数というのは、報告していただいた数なんですけど、開設から今年の7月末までで大体約1000組弱ぐらいのカップルが成立しています。

また、成婚については報告を求めていますので、任意で報告してもらった数だけなんですけど、26組が成婚に至っているというようなことを聞いています。

本年度から1対1のマッチングもやりますので、サポーターを通じてどれだけ成婚につながったか、またそういうこともこれから把握していけたらと思っています。

以上です。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

出生数を把握していないとのことですが、少子化対策としてこれだけの予算を、しかも今年度は3000万円弱と大分増えていますね。効果として評価する機能が成り立っていないです。県の事業として成功しているとは言えないと思います。

前知事の鈴木英敬さん、今は婚活・ブライダル推進議員連盟の事務局長をされています。皆さん御存じかと思いますが。特定の産業を振興しようという政治家の思いが見え見えなんですね。これは三重県だから言っているんじゃないんですけど。

結局は、業界の利益のための事業なんではないでしょうか。ここまでして結婚事業をやろう、結婚支援をやろうというなら、県政に対する女性や若者からの信頼はますますなくなっていきばかりだと思います。

結婚支援に金を使うよりも、もっと私たちの生きづらさに耳を傾けてくれないのかという怒りを持った若者の声をたくさん聞いてきました。

知事の先ほどの答弁では、やっぱり若い世代が直面している困難を直視しようとして、一部のお金もうけのために税金を使い続ける行政があるということが再確認できました。

改めて、結婚支援事業の中止と、本当に若い世代の将来のためになる支援を行うことを求めて、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（杉本熊野） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後3時31分休憩

---

午後3時32分開議

## 開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（中森博文） 日程第2、議案第6号及び議案第18号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。喜田健児総務地域連携交通常任委員長。

〔喜田健児総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（喜田健児） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第18号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る9月22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 山崎 博環境生活農林水産常任委員長。

〔山崎 博環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（山崎 博） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第6号三重県文化振興条例案につきましては、去る6月23日及び9月22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（中森博文） これより採決に入ります。

議案第6号及び議案第18号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中森博文） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明27日は、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明27日は休会とすることに決定いたしました。

9月28日は、引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時36分散会